

平成21年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成21年6月26日 午前10時00分 開会
午後 4時27分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 3番 西井 覚 13番 西川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 議第38号 工事請負契約の締結について〔葛城市立新庄中学校校舎地震補強・大規模改造工事（第1期）〕

日程第2 議第39号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

日程第3 発議第2号 消費税の増税に反対する意見書について

日程第4 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会中間報告

日程第5 一 般 質 問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	2	朝 岡 佐一郎	地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事業について	市 長 担当部長
			がん検診の拡充について	市 長 担当部長
			消費者行政の取り組みについて	市 長 担当部長
			環境政策と今後の取り組みについて	市 長 担当部長
			スクールニューディール構想における本市教育現場の取り組みについて	市 長 教育長 教育部長
2	8	川 西 茂 一	校庭の芝生化について	市 長
			そろばん授業の充実について	教育長
			パークゴルフ場の新設について	市 長
			学童保育について	担当部長
3	5	吉 村 優 子	新型インフルエンザ第2期流行に備えて	市 長
			「マスコット」に見る地域活性と情報の共有	市 長
			学童保育について	市 長 担当部長
4	16	高 井 悦 子	働きながら安心して子育てできるまちに (学童保育の拡充について)	市 長 担当部長
			非核平和都市宣言について	市 長 担当部長
5	3	西 井 覚	大字標示をカーブミラーについて	市 長
6	4	藤井本 浩	生活系ごみの削減について	市 長 担当部長
			図書館の利用状況について	市 長 教育長 担当部長
7	17	白 石 栄 一	H20年度の工事請負契約に係る入札結果の評価等について	市 長 担当部長
			地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用について	市 長 担当部長
			市民の雇用を創出する「緊急雇用」事業「ふるさと雇用」事業の取り組みについて	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ご報告申し上げます。19日本会議終了後、議会運営委員会を開催願ひ、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の中間報告について協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

4番、藤井本君。

藤井本議会運営委員長 おはようございます。去る15日、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会において、本6月定例議会の中で中間報告を行うことについて議決され、その旨を議長に申し出されておりますので、19日議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に審議いたしております。その結果についてご報告いたします。

議事日程については、本日本会議2日目の一般質問前の日程であります日程第4で、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会中間報告を行います。ただし、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会では、現在調査中ということですので、中間報告に対する質疑につきましては省略することにいたします。

以上、報告いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

以上です。

石井議長 お諮りいたします。

葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の中間報告について、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第1、議第38号並びに日程第2、議第39号の以上2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 去る19日の本議会におきまして総務文教常任委員会に付託されました2議案につきまして、22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第38号議案についてであります。質疑では、今回の工事の中身と工期について教えてほしいという問いに対し、今回は地震補強工事として既存の柱の外部に鋼板内蔵コンクリート構造による補強をし、大規模改造工事として屋上の防水改修や外壁の塗りかえ、そして内部改修として床の張りかえや壁、天井の塗りかえ、また電気、機械設備の全面更新など

を行うものである。工期については8月中旬に完成するよう、そして9月の土曜日、日曜日に検査を行う予定であるという答弁がありました。また、今回の落札率が67.8%と非常に低い結果となっているが、その理由はという問いに対し、このような低い落札率になった正確な理由は断定できないが、総合評価方式一般競争入札を実施したことや、石油、鉄骨等の原材料単価が下がったことにより、設定価格と実勢価格に差が生じたこと、また入札参加業者の落札にかかる意気込みとしての企業努力など、いろんなことが重なり出した結果だと思う、という答弁がありました。そして、関連として落札率が60%台ということになると、入札時の最低価格の設定ということも考えなければならないと思うが、どのように考えておられるのかという問いに対し、従来から最低価格の設定は考えずに進めてきた、しかし応札額が低くなると手抜きや粗悪な材料の使用等の問題が気になってくるが、今しばらくは企業努力に期待し、適正な管理のもとで施工状況を見て今後の検討課題としたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号議案についてであります。質疑では、妊婦健診を本年度5回から14回にふやされたが、今回の補正で中身がどのようなになるのかという問いに対し、当初は基本健診14回と超音波健診が2回で5万7,500円を助成する予定だったが、ことしの3月に県と県医師会の協議の結果、基本健診は14回、血液検査や超音波健診のほかにB群溶血性連鎖球菌検査などの項目を追加し、県下で統一した金額である8万円を助成することになったという答弁がありました。また、大字地名板設置事業の内容は、という問いに対し、緊急雇用創出事業を利用し、各大字に立っているカーブミラーに災害や事故が発生したときの緊急連絡時に活用できるよう、大字名の入ったシールを設置するもので、今年度は設置箇所の確認をし、来年度より設置していくという答弁がありました。この答弁に対し、せっかく大字名シールを張るのであれば、番号を入れて緊急時に消防署がその番号で位置がわかるようにできないのかという要望がありました。また、今回の補正で公民館にデジタルテレビを設置するということだが、どこまでの公民館に設置されるのかという問いに対し、今回対象になっているのは条例に載っている公民館などの災害時の避難所となっている施設に設置するものである。そして条例には載っていないが、避難所となっている8つの公民館については市の単独事業として実施し、合計60カ所の公民館に設置することになるという答弁がありました。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として葛城市にはどれだけの配分があり、今回の事業でどれだけ使い、そして残りの部分についてどのようにされるのかという問いに対し、今回葛城市には2億899万9,000円の交付枠があり、学校ICT環境整備事業としてパソコン、デジタルテレビの整備を行うことにより、補助金の残9,589万5,000円を充当する、ことしの秋がこの臨時交付金の最終申し込みになるので、残りの交付金の使い道はそれまでに十分検討し、9月補正予算には提示できると思うという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員会から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第1、議第38号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第38号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第38号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第39号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第39号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第39号は原案のとおり可決されました。
日程第3、発議第2号、消費税の増税に反対する意見書についてを議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
16番、高井君。

高井議員 ただいま上程いただきました消費税の増税に反対する意見書につきましての提案説明をさせていただきます。

今、住民の暮らしは昨年秋以来の世界経済危機のもと、急激な景気や雇用の悪化が進み、収入の落ち込みが顕著となっております。相次ぐ医療や年金、介護などの負担が年々ふえ続け、生活が苦しくなるばかり、こういうのが住民の偽らざる実態でございます。

消費税が導入されまして、ことしで20年になります。政府は導入のときも、5%に引き上げるときも、そして現在も社会保障のためとか国の財源が大変だからなどと言っております。しかし、この間に社会保障はどんどん切り下げられているのが現実であります。少し挙げますと、消費税導入後、サラリーマンの医療の窓口負担は1割から3割負担になりました。

国民年金の掛け金は毎年上がり、年金の支給開始年齢も60歳から65歳にまでなったわけであり、また、介護保険や後期高齢者医療制度の導入で保険料負担が新たに加わります。障害者自立支援法によって利用料が定率負担になるなど、本当に際限なく医療や社会保障は悪くなり続けております。

そして、この20年間の消費税税収額は213兆円にも上ります。その一方で、大企業への法人3税の引き下げ額は182兆円、さらに軍事費が21兆円増額され、国民が納めた消費税はそっくりその穴埋めに充てられてきたこととなります。求められます社会保障財源を確保するには、これまで行われてきた大企業への行き過ぎた減税をやめる、無駄遣いをきっぱりとやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきであります。

さらに、今度の15兆円に上るばらまき経済危機対策の財源は、国債の大量発行でそのツケは2011年に計画されています消費税を含む税制の抜本改革で国民に増税を押しつけようとするものであります。

消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまいます。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる最悪の逆進的な税制であります。増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかであります。今、本当に求められているのは、減税をして家計を応援することです。イギリスが付加価値税を引き下げたように、日本でもできないはずはありません。国民の暮らしや家計を守るために、次の2点を強く求めるものでございます。

1、消費税の増税はやめること

2、緊急に食料品など暮らしにかかわる消費税を減税すること
でございます。

以上、消費税の増税に反対する意見書の提案説明とさせていただきます。

議員皆様方のご理解をいただきまして、ご賛同をいただけますよう心からお願いを申し上げます。提案説明といたします。

石井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 発議第2号、消費税増税に反対する意見書の採択について、反対の立場で討論をさせていただきます。

このたびの経済危機による緊急支援対策として、国の補正予算で成立をされた定額給付金事業においても、将来の増税を意図した消費税問題が取り上げられ、国の特別会計からの財源で確保されているこの給付金事業にもかかわらず、消費税増税による将来に生活不安を与

える論議が起こり、国民に不信が募ったのであります。その議論の中においても、総理や財務大臣が、国民に向けてのコメントにおいて、あくまでも経済の好転、景気の回復が前提であり、国民総生産の上昇による経済が安定したとされたことを確認した上で、消費税を含めた税制の抜本的な改革を行い、少子高齢化の深刻化への対応として、社会保障制度の安定した運営を期することに議論を進めてまいりたいと、このように話されております。

そのような時点で、消費税増税だけを取り上げているこの意見書の内容については、今後の税制改正を断行していく中で、国民の不安が募るだけでしっかりとしたこれからの税制改正、改革の議論に反映するものではないと私は思います。応能応益の観点を十分理解しながら、本市議会といたしましても、国の動向をしっかりと見つめて、税制改正、改革の議論を進めていくことが重要であると、このように思います。以上の見地から、本意見書採択については反対の意見を述べます。

以上でございます。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 発議第2号、消費税の増税に反対する意見書案について、賛成の討論を行います。

自民党の竹下内閣が1989年に日本列島を揺るがす反対世論の中で、税率3%の消費税導入を強行してから丸20年になりました。この間94年には自民、社会、さきがけの3党連立の村山内閣が5%への増税を決め、97年に自民橋本内閣が増税を実行しました。

消費税を導入したときも、増税のときも、さんざん社会保障の財源、福祉のためだと説明をしましたが、消費税の20年間は社会保障制度、福祉を次々と改悪し、高齢化社会を支える基盤を台無しにしてきた20年であったと言わなければなりません。

医療は、消費税導入前にはサラリーマンの医療費の窓口負担は1割でしたが、今は3割に上がっています。お年寄りの窓口負担は、導入前は通院で月800円でしたが、1割から3割負担に値上げされ、その上現代のうば捨て山と言われる後期高齢者医療制度までつくられたのであります。年金は支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられ、さらに毎年年金保険料が上がり、給付は下がるというとんでもない大改悪が強行されました。

消費税導入後につくられた介護保険は、特別養護老人ホームの待機者が、導入前の2万人から今は38万人にもふえています。しかも、介護施設の居住費や食費が保険から外され、利用料の負担が大幅にふえたために、負担に耐えられず退所したり入所をあきらめるという事態が各地で広がっています。障害者福祉でも、サービスの利用料は原則無料であったものが1割の応益負担が持ち込まれ、障害が重いほど重い負担になるという障害者の自立を阻害するひどい制度、自立支援法がつくられたのであります。社会保障の財源、福祉のためどころか、医療、年金、介護、障害者福祉など、社会保障切り捨ての20年だったことは明らかであります。

それでは、国民が納めた消費税は一体どこへ使われたのか。この20年間で国民が納めた消費税の総額は213兆円に上ります。その同じ期間に大企業などへの減税が行われましたが、法人税、法人事業税、法人住民税の法人3税は、総額182兆円も減っています。何のことはない、

社会保障のためではなく国民と中小企業が汗水流して払った消費税のほとんどが財界、大企業の減税の穴埋めに使われたということが、この20年間の真相だったのであります。

さらに、日本経団連は政治献金のさじかげんを決める指標に、消費税増税と法人実効税率の10%引き下げの要求を自民党、民主党に突きつけています。麻生自公政権は、税制改革法をこの3月に強行しましたが、この法律には2011年度までに消費税の値上げと法人税実効税率の引き下げをセットで行う法律をつくることを附則に盛り込むなど、財界の要求にこたえようとしています。これからやろうとしている消費税の増税計画も、社会保障のためという口実はうそ偽りであって、大企業の減税の穴埋めということをはっきりと裏づけているのであります。

社会保障の財源は、年間5兆円に上る軍事費にメスを入れ、2,800億円に上る米軍への思いやり予算をなくすなど、無駄遣いをやめ、税金の使い方を福祉、国民の暮らし優先に改め、大企業や大資産家にはもうけ相応の負担を求めれば、消費税に頼らなくても安心できる社会保障制度を築くことができます。何よりもこの20年間で消費税の悪税ぶりがますます明らかになりました。

消費税は、所得税が課税されない所得の少ない人、所得ゼロの人にまで課税される過酷な税金です。税金というのは、所得の少ない人は少なく、所得の多い人ほど多く払う累進課税の原則、また毎日の生活費には税金をかけない生計費非課税の原則が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとした憲法第25条の精神を踏まえた当たり前の民主的な原則であります。ところが、今日の貧困と格差の拡大が大きな社会問題になっているもとので、消費税の負担はますます貧困に追い打ちをかける貧困促進税となっています。憲法第25条が保障した国民の生存権を否定する悪税と言うほかありません。

また、消費税は最悪の大企業優遇税であります。大企業は消費税を全て販売価格に転嫁することができますので、大企業は1円も消費税は払っていません。払うどころか、輸出戻し税という形で年間4兆円も税務署から還付してもらっているのであります。消費税を払っているのは転嫁しようのない消費者、国民と販売価格に転嫁したくてもできない中小零細業者が身銭を切って払っているのであります。大企業は一銭も払わない最悪の不公平税制なのであります。

そして、消費税は最悪の景気破壊税でもあります。1997年、橋本内閣が消費税率を3%から5%に値上げしたときのことで、当時景気が緩やかな回復基調にありましたが、消費税を増税したことで景気をどん底にまで突き落とすことになりました。

今、世界経済危機のもとで、日本経済は深刻な危機に陥り、国民の生活は大変な状態です。家計を応援し、内需を活発にしなければならぬときに、2011年までに消費税を増税するという計画を持ち出してくること自体が景気を悪くする以外の何者でもありません。アメリカでは、今後10年間で72兆円の中低所得者層への所得減税を行う一方、60兆円の富裕層への増税を行う計画が提案されています。イギリスを初め、EU諸国でも付加価値税、消費税を減税する一方、所得税の最高税率の引き上げ、多国籍企業への課税強化の動きが進んでいます。麻生自公政権がやろうとしていることはこのあべこべではないでしょうか。

このような天下の悪税、消費税を増税することは絶対に許すわけにはまいりません。増税計画を中止し、食料品などの生活必需品を非課税にするなど、国民の暮らしと家計を応援する消費税の減税を直ちに実施すべきであります。

以上で、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第3、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

石井議長 起立少数であります。

よって、発議第2号は否決されました。

日程第4、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の中間報告を求めます。

6番、阿古君。

阿古葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会委員長 議長の許可をいただきましたので、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の調査について、中間報告を申し上げます。

当委員会は、葛城市新庄クリーンセンターの職員の異常な超過勤務手当の支給に端を発し、同センターの運営に関する事項等についての疑惑を検証するために、平成20年9月8日臨時議会において設置され、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限が委任されました。委員といたしましては、西井覚委員、吉村優子委員、川辺順一委員、川西茂一委員、下村正樹委員、岡島辰雄委員、南要委員、高井悦子委員、そして私、阿古和彦の以上9名の委員で組織し、委員長に私、阿古和彦が、副委員長に南要委員がそれぞれ選任され、調査活動に入った次第であります。

まず、調査事件についてであります。当委員会においては、さきの臨時議会で議決されました次の4件を調査項目として調査を行っております。

1つ目、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、2つ目、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、3つ目、葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、4つ目、葛城市新庄クリーンセンターに係る新聞報道等の真偽に関する事項、また調査経費は平成20年度においては100万円以内とされ、弁護士費用として24万500円、速記料として15万150円など、計45万6,704円の支出を行いました。なお、平成21年度においては、限度額は150万円とされ、平成21年5月末日現在で弁護士費用として7万2,500円など、計7万5,500円の支出となっております。

次に、調査の状況についてであります。現在調査の途中であり、全てが終了していない段階ですので、委員会の開催状況等のみの経過報告といたします。なお、委員会の運営につ

いて、先進地でございます兵庫県三田市に視察を行い、百条委員会の運営についてご指導を受け、また民事訴訟法を準用するため、弁護士と顧問契約を交わし、その指導を受け、慎重に調査を行っているところであります。

まず、委員会の開催状況につきまして、平成20年10月1日に第1回委員会を開催し、調査特別委員会の運営について、記録の提出要求について、また平成20年10月14日に第2回委員会を開催し、新庄クリーンセンター運営に関する説明を求めることについて、市長、副市長、企画部長、市民生活部長、新庄クリーンセンター所長、タイムレコーダーの保存について、記録の提出要求について、平成21年2月18日に第3回委員会を開催し、次回委員会において参考人招致をすることを決定しました。平成21年2月24日に第4回委員会を開催し、森川企画部長を参考人招致、中尾市民生活部理事を参考人招致、坂口新庄クリーンセンター次長を参考人招致しました。平成21年4月16日に第5回委員会を開催し、市長及び管理委託会社に対して6項目の関係資料を求めることを決定しました。平成21年4月27日に第6回委員会を開催し、次回に新庄クリーンセンター所長、芳野隆一氏を証人尋問に決定し、証人尋問の項目として6項目を決定いたしました。平成21年4月30日に第7回委員会を開催し、新庄クリーンセンター所長、芳野隆一氏を証人尋問、また平成21年5月14日に第8回委員会を開催し、次回委員会において前新庄クリーンセンター所長杉村宏氏を証人尋問に決定し、尋問事項を7項目とし、並びに記録の提出要求を決定しました。平成21年5月19日に第9回委員会を開催し、新庄クリーンセンター前所長杉村宏氏を証人尋問いたしました。平成21年6月5日に第10回委員会を開催し、次回証人尋問について中島克比虎氏、米田芳昭氏、吉川弘明氏の3名を証人尋問に決定し、証人尋問の項目をそれぞれ決定いたしました。平成21年6月15日に第11回委員会を開催し、1つ目として証人尋問について、中島克比虎氏、米田芳昭氏、吉川弘明氏の3名に証人尋問いたしました。そして、中間報告を行うことを決定いたしました。

次に、委員会協議会の開催状況につきましては、平成20年9月17日開催の第1回協議会から平成21年6月15日までの合計25回の協議会を開催しております。主な内容は、委員会の運営方針の調整を行い、委員会で調査を要する事項の事前準備を行ってまいりました。主な事項は次のとおりであります。平成20年10月7日に第4回協議会を開催し、新庄クリーンセンターを視察、平成20年11月12日に第7回協議会を開催し、正田秘書課長、芳野新庄クリーンセンター所長、吉川秘書課長補佐から資料の説明を受け、契約書の一覧、ごみし尿等収集集計表、ごみ焼却月報つづり、運転管理基準、ごみ収集コース一覧表、時間外勤務命令簿、日誌、日報、月報、決裁の権限が明らかになる書類、当職員の決裁権等の資料の説明を受けました。平成20年12月11日に第8回協議会を開催し、大武総務部長、河合総務財政課長、森岡総務財政課長補佐、正田秘書課長、芳野新庄クリーンセンター所長、吉川秘書課長補佐に11月20日の個人情報保護審査会の答申及び提出された資料について説明を受けました。平成21年2月13日に第12回協議会を開催し、芳野新庄クリーンセンター所長、津本新庄クリーンセンター主査、米田新庄クリーンセンター主査から説明を受けました。平成21年2月17日に第13回協議会を開催し、中尾市民生活部理事、森田企画調整課長、津本新庄クリーンセンター主査から説明を受け、平成21年4月23日に第16回協議会を開催し、資料について報告、株

株式会社シンキの説明を上総総務部長、北川業務部長に出席を求め、説明を受けました。

次に、委員会に証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項についてであります。元新庄クリーンセンター次長、芳野隆一氏に証言を求めた事項、平成21年4月30日であります。1つ目としてはタイムカードの代押しについて、2つ目としては新庄クリーンセンター職員の中抜けについて、3つ目としては塗装業者のペイント缶の焼却について、4つ目としてはごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社社員との職場内でのトラブルについて、5つ目としては毎週日曜日の炉内清掃について、6つ目としてはごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社からの改善要望について、2人目として元新庄クリーンセンター所長の杉村宏氏から証言を求めた事項であります。5月19日であります。1つ目としてごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社からの改善要望について、2つ目としてタイムカードの代押しについて、3つ目として新庄クリーンセンター職員の中抜けについて、4つ目として当該職員の行動実態の把握について、5つ目として塗装業者のペイント缶の焼却について、6つ目としてごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社社員との職場内でのトラブルについて、7つ目として毎週日曜日の炉内清掃について、元秘書課長の中島克比虎氏に証言を求めた事項であります。6月15日に、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項について、4人目として元企画部長の米田芳昭氏に証言を求めた事項であります。6月15日に葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項並びに炉の委託契約に係る改善要望に関する事項について証言を求めました。5人目といたしまして、元企画部長の吉川弘明氏に証言を求めた事項であります。6月15日に、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に関する事項。

次に参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項であります。お一人目としては元新庄クリーンセンター所長の森川重裕氏に意見を求めた内容であります。2月24日に葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、2つ目としては葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、3つ目としては葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、4つ目といたしましては葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項、お二人目として、元新庄クリーンセンター次長の中尾知好氏に意見を求めた内容であります。2月24日に1つ目として葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、2つ目として葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、3つ目として葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、4つ目として葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項、お三人目として、新庄クリーンセンター職員の坂口順一氏に意見を求めた内容であります。2月24日に、1つ目として葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、2つ目として葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、3つ目として葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、4つ目として葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項であります。

次に、委員会に執行機関として出席を求めた者、説明の概要についてであります。平成20

年10月14日開催の委員会において、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する説明を次の者に求めました。元葛城市長、吉川義彦氏、元葛城市副市長、岡本吉司氏、元企画部長、米田芳昭氏、元市民生活部長、杉岡富美雄氏、元新庄クリーンセンター次長、芳野隆一氏。

次に、協議会に執行機関として出席を求めた者、説明の概要についてであります。平成21年2月13日開催の委員会協議会において、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する説明を次の者に求めています。新庄クリーンセンター所長、芳野隆一氏、新庄クリーンセンター主査、米田伊佐子氏、新庄クリーンセンター主査、津本佳成氏、平成21年2月17日に開催の委員会協議会において、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する説明を次の者に求めています。市民生活部理事兼當麻クリーンセンター所長、中尾知好氏、企画調整課長森田源千代氏、新庄クリーンセンター主査、津本佳成氏、平成21年4月23日開催の協議会に運転管理業務委託業者の株式会社シンキ、上総総務部長及び北川業務部長に説明を求めています。

次に、資料等の提出を求め、提出があった記録について、株式会社シンキへの請求資料等であります。平成21年4月16日依頼分としては、1つ目として葛城市新庄クリーンセンターとのごみ焼却処理施設運転管理業務委託契約に係る契約解除に至った経緯のわかる資料、2つ目として貴社から市への業務委託期間中（平成17年度から平成20年度）における業務等に係る改善要望書類、なお執行機関に提出を求めた記録としては平成20年10月1日の依頼分として、年度としては平成17年度から平成20年度までの資料を求めています。1つ目として炉の管理委託先契約内容、金額とか派遣人数や派遣労働者の入れかわり人数などがわかる資料、2つ目として作業日誌、作業計画、3つ目として整備点検日誌、4つ目として決裁の権限が明らかになる書類と職員の決裁権、5つ目として職員の源泉徴収票、6つ目として時間外勤務時間数と手当額、7つ目として時間外勤務命令書、8つ目としてタイムカード、9つ目として年休、時間休、夏季休暇の日時明細、10として1日のごみ収集工程表、11として1日の焼却炉の工程表、12としてごみ量の推移、1日の平均焼却量、炉の稼働日数であります。平成20年10月14日の依頼分としては、これは年度は平成18年度から平成19年度について、クリーンセンター玄関前スケール記録とごみ投入量の記録を提出を求めています。平成21年4月16日依頼分としては、1つ目として平成17年度から平成20年度の株式会社シンキとの葛城市新庄クリーンセンターごみ焼却処理施設運転管理業務委託契約により運転業務に従事した株式会社シンキ運転員及び業務責任者の中で、この契約書に基づき市に提出された名簿（住所、氏名を含む）及び変更届の書類、2つ目として株式会社シンキとの葛城市新庄クリーンセンターごみ焼却処理施設運転管理業務委託契約に係る契約解除に至った経緯のわかる資料、3つ目として株式会社シンキから市への業務委託期間中（平成17年度から平成20年度分）における業務等に係る改善要望書類、以上の資料を求めました。

委員会、協議会、資料、参考人、証人尋問等質問事項の説明をもちまして、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

以上であります。

石井議長 以上で、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の中間報告は終わります。なお、委員会は現在調査途中でございますので、中間報告に対する質疑につきましては

省略いたします。

次に、日程第5、一般質問を行います。

申し上げます。

去る6月19日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に2番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長からの許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年米国から端を発した世界同時不況による日本経済の打撃は、企業の経営悪化にとどまることなく、国民の一般生活へも大きく影響を与え、深刻な生活問題となっています。雇用環境の圧迫による失業者が増加し、家計の収入も減少していく中において、100年に一度と言われる経済危機に対し、間断的かつ継続的な政策を打ち続けていくことが最重要課題となったところであります。

そのような状況の中で、政府は昨年10月から本年3月までの間、2008年度第1次補正予算、続いて第2次補正予算、そして2009年度予算並びに税制改正によって、総額75兆円にも上る経済危機対策を実施し、景気の下支えを断行いたしました。中でも、私ども公明党が強く主張いたしました緊急生活支援策の柱として総額2兆円の定額給付金は、深刻な経済不況による国民生活を支援するとともに、個人消費を喚起していく役割を果たし、経済好転、景気の回復に大きな効果があったように思います。支給が始まると歓迎の声が相次ぎ、景気対策の役割だけではなく、地域的な所得再分配や政府から家計への資金移転としてとらえる議論もあり、一定の評価を得たと確信をいたしております。

さらに、先月成立をいたしました2009年度補正予算では、56.8兆円もの事業規模、財政措置15兆4,000億円の新経済対策も決定し、需要拡大に政府与党は連続して間断ない生活支援、経済対策を打ち続けて、国民生活の安定、景気回復を目指す施策が多く盛り込まれております。

本市においても、既にこのたび本議会に上程された議案の中で追加補正となった一般会計予算に計上されている事業は、今回の新経済対策で実施となる事業を活用され、雇用の創出を初め、有利な補助事業による学校教育環境の整備等、厳しい地方財政に対して効果的な政策として評価の高まる場所ではないかと思うわけでございます。

そのような経済対策による地方行政がこれから取り組んでいく多くの事業において、本市ではどのような方向性で市民生活支援に結びつけていかれるのかということ、幾つかの視点からお伺いをしてまいりたいと思います。

まず1点目は、さきに述べました本定例会で議決となった一般会計補正予算で計上されておりました地域活性化・経済危機対策臨時交付金であります。地方の活性化への財源として、1兆円の交付金事業であり、うち全国市町村に6,000億円を配分し、経済危機対策にあわせ、将来に向けたきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金を交付する事業でございます。

本補正予算では、学校ICT情報通信技術化の推進のため、補助率2分の1の国庫補助金から事業費市負担分の9,589万5,000円を、この交付金事業を運用して事業を実施することとなりました。では、本市の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付試算限度額は幾らであり、今後この交付金を活用した事業の取り組みをどのように検討されているのか。これからの実施計画とご見解をお伺いいたしたいと思います。

また、経済危機対策における地方団体への交付金事業として、地域活性化・公共投資臨時交付金事業、事業規模1兆3,790億円の交付金事業がございます。この事業については、公共事業及び施設費の増加に伴う地方の負担軽減を図ると、このようにされていますが、今後の活用について、あわせて総務部長のご見解をお示し願いたいと思います。

次に、我が党が積極的に提言し、多くの議論の末成立をいたしましたがん対策基本法は、国民の健康管理や、またがん罹患者の方へもこれからのがん対策に大きく寄与し、環境整備においても法のもとで進展を見たところでございます。そして、このたび、経済対策においても、都道府県に設置される15の基金事業の中で、がん対策の一環として、女性特有のがん検診推進事業が含まれております。

女性特有とされています乳がん、子宮頸がんは、早期発見による治療で多くの皆さんが完治なさっておられます。しかしながら、欧米諸国に比べると、現状では受診、検診率が低く、経済負担や受診環境の整備が課題とされており、今回の政策に盛り込まれたがん検診手帳やがん検診完全公費負担の無料クーポン券の発行は、今後のがん検診の受診率の向上に向け、大きな効果が認められるのではないかと思うところでございます。

このような検診事業の拡充に際し、本市が事業の実施に向け取り組んでいかなければならない多くの作業があります。現行の各種がん検診と連動した市民への健康促進施策とこれからの取り組みについて、保健福祉部長からご見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、昨今、全国的に多くの事例が報道されております消費者問題についてお伺いいたします。

食品の産地偽装や悪徳商法による物品販売、巧みな話術を使った振り込め詐欺事件等、高齢者や生活弱者をねらった事件は後を絶ちません。国はこの秋に創設する消費者庁の関連に伴い法案を成立させ、地方公共団体の事務の増大に対応するため、地方消費者行政活性化基金を設置したところでございます。この基金を活用するために、各地方自治体は消費者行政活性化計画並びにプログラムの策定が要件と通知をいたしております。では、本市においては、本年度から消費者行政相談日の回数を月2回から月3回に拡充いただいたところではございますが、このような消費者行政の事業の強化に伴う今後の取り組みについて、ご見解をお伺いしたいと思います。

また、消費者行政相談の回数拡充に伴う相談機能の強化として、苦情、相談情報の効果的活用のため、全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆるP I O - N E Tの導入が取り上げられております。県下においても既にこのネットワークを接続して、相談員が情報提供に役立てて業務を行っている行政もあると伺っております。こうした事業の強化の流れを受けて、このP I O - N E Tの活用に対してのご見解もあわせて担当部長からお伺いいたし

たいと思います。

次に、環境問題についてでございます。これからの一般廃棄物処理に対する取り組みの観点から、そして学校教育現場の施設整備の観点から、環境政策についてお伺いさせていただきます。

まず、一般廃棄物処理の問題については、この間とりわけ食品廃棄物、いわゆる生ごみとして排出される廃棄物処理においては、多くの議論が施されてまいりました。食品リサイクル法の改正等により、行政当局としては常に課題に取り組んでいくことを余儀なくされています。本市においても、今年度から26年度操業に向けて、エネルギー回収施設整備事業が予算化となり、いよいよ新焼却場の新設事業が本格化となったところでございます。

しかしながら、あわせてリサイクル率の向上に向けてもごみの減量化とあわせ、今後の施策を強化していくことが重要課題であるわけですが、先日の議会全員研修において、生ごみの堆肥化を図り、食品リサイクル法の取り組みとして食品循環資源のリサイクルシステムを構築し、あわせて安心・安全な食品の流通を目的とした事業を展開する民間企業の拠点を視察してまいりました。この間の作業工程については、行政当局からも担当部長を初めご同行いただいておりますので、この場では申し上げますが、このような一連の取り組みは、これからのリサイクル率向上においても大きく検討する要素が秘められている、このように思ったわけでございます。

本市においても、新焼却場建設に当たり、焼却による膨大なエネルギー消費、CO₂の排出量の軽減、このようなことを環境対策に今後十分議論を必要とするのではないかとと思われるわけでございます。生ごみの減量化に対するこれからのご見解をお伺いしてまいりたいと思います。また、あわせて本市のリサイクル率は現状どの程度であるか、市民生活部長よりお示しいただきたいと思います。さらに、この企業の食品循環資源事業をリサイクルシステム利用として、県内の斑鳩町において学校給食の食物残渣の処分を堆肥化による有効活用として実施されております。本市といたしましても、学校教育の観点から、この循環型資源への再利用の食物残渣等の処分に対し、現状と今後の取り組みについて、教育部長のご見解もお伺いしたいしたいと思います。

最後に、学校教育現場の施設整備における観点から見た環境政策の取り組みについてでございます。今回の経済対策に盛り込まれている施策に、スクールニューディール構想の推進が提唱されています。21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的な充実を図ることとされています。この構想には、さきに議決となったこのたびの補正予算で事業実施となる学校ICT事業を初め、学校の耐震化の早期推進等の取り組みが推奨されています。さらに、地球環境問題に対しては、人類の将来の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題として、学校施設においても地球環境問題に対応するため、自然との共生、環境負担の軽減や環境エネルギー教育への積極的な活用の観点から、学校施設のエコ化が求められているとし、今回学校への太陽光発電導入を学校施設整備の重要課題の1つとして推進することと示されています。

太陽光発電の導入は、低炭素社会の実現に向けて、学校、地域にわたり環境エネルギー教育に活用できるほか、再生可能なエネルギーの積極的な活用、CO₂の削減効果、学校の電気

代の節約にも資する具体的な効果があるとされています。このような観点において、学校への太陽光発電の導入は大きな意義があるのではないかと思います。本市においては太陽光発電には欠かせない太陽電池セル生産拠点の世界的規模の企業の所在地でもあります。先進的な取り組みを期待いたしておるところではございますが、この件につきましても、今後の事業に対するご見解を教育部長にお伺いいたしたいと思えます。

私の質問は以上でございます。大変質問が多くなりまして恐縮でございますが、関係部局におかれましては、ご明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。なお、再質問は自席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、2番、朝岡議員のご質問の1点目でございます地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これの活用事業につきましてご答弁を申し上げます。

先ほど朝岡議員からのご質問の中にごございましたように、国におきましては危機的な経済状況から一刻も早く脱却するために、本年4月に経済危機対策を打ち出されまして、15兆円の補正予算が成立したところでございます。この補正予算の内容につきましては、経済危機対策関係経費といたしまして、雇用対策、あるいは金融対策などが盛り込まれております。また、地方公共団体への配慮に要する経費の中で、地方財政の厳しい事情にも配慮しながら、国の施策と歩調を合わせながら、積極的に経済危機対策に取り組むということで、ご質問の地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1兆円が計上されたところでございます。

ご存じのように、当交付金につきましては、地方公共団体が地球温暖化対策、あるいは少子高齢化社会への対応、また安心・安全の実現等地域の実情に応じた地域活性化に資する事業に充てることを目的としたものでございます。

ご質問の葛城市におけます国の試算額でございますけれども、交付金としては2億899万9,000円が限度額ということになっております。この事業の実施手順につきましては、地方公共団体が作成いたしました計画書を、国の審査におきまして当該事業が地域活性化に資する事業であると判断されることで交付対象となるというものでございます。また、この実施計画の提出時期につきましては、6月中旬が第1次の申請でございます。最終の申請につきましては秋ごろということで、秋ごろまでに計画書を出すというふうな形となっております。

今定例会でご議決をいただきました補正予算の中に、学校の関係のICT環境整備事業である国庫補助事業というのを計上させていただきました。その補助裏を当該交付金で賄っていったという内容でございます。今後の交付金の活用と取り組みについてということでございますが、まだ充当されておりません1億1,300万円余りの交付金につきましては、この交付金の目的に沿った事業について、現在内部において検討中ということでございます。今後はできるだけ早く固まりましたら補正予算を提案させていただきます。この事業の目的でございます地域活性化につなげてまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、公共投資臨時交付金の関係でございます。この交付金につきましては、国の補正予算は1兆3,790億円でございます。この交付金の内容につきましては、現在制度の詳細が国か

らはまだ示されていないと、こういった状況でございます。国の説明がございましたら、また緊急に対応させていただきたいと、こういうふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 2番、朝岡議員のご質問にお答えいたします。

がん検診の拡充についてということで、がん対策の一環といたしまして、政府が推進する女性がん検診の取り組みについてでございます。

最初に、乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券発行についての取り組みは、というご質問でございますが、いわゆる女性特有のがん対策の推進についてでございます。子宮頸がんの原因の多くはHPV、ヒトパピロマウイルスであり、日本における感染率も近年上昇し、かつ若年化する傾向が顕著となっております。子宮頸がんは検診をきちんと受けることで早期発見、早期治療が可能であります。日本での検診受診率は欧米に比べ極めて低い水準にあり、乳がん検診に関しましても、マンモグラフィー併用検診が進み、精度管理システムの向上にも精力的に取り組まれているところでございます。

国のがん対策推進事業の一環で、女性特有のがん対策に関する国の補正予算が5月29日に急遽成立し、該当する年齢の方の子宮がん、乳がん検診の受診料が無料になることになりました。これは、女性特有のがん対策の推進として、女性のがん検診受診率を飛躍的に向上させて、乳がん、子宮がんの早期発見、早期治療を行い、がんによる死亡を減らすことを目的としているものでございます。対象者は国の補正予算成立日から施行し、平成21年5月29日以降に受診した人で、それ以前に受診した人は遡及適用せず、補助事業の対象外となります。今回補正予算という原則1年限りのものではありませんが、補助率は国庫が100%負担し、市町村に対し支出され、検診費や事務費等に充てることになっております。

具体的には、ある対象年齢に達した方を対象者に、半年間有効の無料クーポン券と検診手帳を配付することといたしております。今回、検診費用が無料化される年齢は、6月30日現在で葛城市に住所を置き、前年、すなわち昨年4月2日からことしの4月1日までの間に子宮頸がん検診が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になられた方、乳がん検診につきましては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になられた方となっております。ちなみに、本市の子宮頸がん検診の対象者は約1,230人、乳がん検診の対象者が約1,280人でございます。この対象者の方全員に個別通知して、検診手帳とクーポン券の配付を行い、受診勧奨をしてまいりたいと考えております。

現在、葛城市の乳がん委託医療機関は大和高田市立病院、済生会御所病院、済生会中和病院、東朋香芝病院、平成記念病院、平尾病院の6カ所です。乳がん検診については、マンモグラフィー検査を含めた乳がん検診のできる医療機関に限りがあるため、県と県医師会との調整を図っていただきながら、受診のできる医療機関の拡充に努めているところでございます。また、県外の受診に関しましても、受診できる医療機関を調整し、検診結果が市町村へ返送できるようなシステムも検討しながら、検診を受けてもらいやすい体制を検討しているところでございます。この事業は議員もおっしゃいましたように経済危機対策の一環のため、

平成21年度限りの単年度事業であるとされていますが、来年度以降も継続して補助できるよう、奈良県都市衛生協議会を通じまして、県から国へ要望するようお願いしているところでございます。実施時期につきましては、9月議会で予算議決をお願いしながら、10月をめどに進めてまいりたいと存じます。

次に、現行の各種がん検診と連動した市民の健康管理に対する施策は、というご質問でございますが、市では集団検診と個別検診と併用して実施しております。市の過去3年間の受診状況は、子宮がん検診につきましては18年度で集団で244人、個別で115人、合わせて359人でございます。19年度では集団で421人、個別で197人、合わせて618人でございます。平成20年度におきましては、集団で259人、個別で175人の合わせて434人でございます。子宮がん検診の発見数につきましては、平成18年度の1人となっております。また、乳がん検診につきましては平成18年度は集団で180人、個別で71人の合わせて251人、19年度では集団で180人、個別で153人、合わせて333人、平成20年度におきましては、集団で244人、個別で144人、合わせて388人でございます。乳がんの発見件数は平成19年度の1人、平成20年度の1人となっております。

また、市民の希望に沿った検診体制として、平日には仕事で休めなく、受診するのが困難な方に日曜集団検診の実施や、1日の受診で少しでも多くの検診が受けられるように特定検診と胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの各種がん検診をセットで実施しております。また、女性が受けやすいようにと子宮がん、乳がんのセットのレディース検診日の設定を行い、女性のみ受診で受けやすくいたしておるところでございます。ほかにもできるだけ待ち時間の短縮が図れるように、受付時間を細かく設定したり、きらり葛城21の計画にもあります各種検診のPRや検診の待ち時間を利用しての歯周疾患予防のための歯科相談を実施しております。また、昨年度受診者には勸奨通知と大腸がん検診の容器を送付して、個別検診を受けやすくし、40歳に達した方に検診案内通知を行うなど、各種がん検診と特定検診の受診を促すようにPRいたしておるところでございます。

この事業実施を機会に、各種がん検診の必要性を多くの方にご理解いただきながら、特に女性のがん検診受診率の向上、及びがんの早期発見、早期治療とがんによる死亡者数の減少に反映できればと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、朝岡議員の3つ目のご質問でございます消費者行政の取り組みについてということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

現在、当市での消費者相談の回数でございますが、月3回、それから平均相談件数は1回当たり2.4件となっております。このような状況ですので、現時点では相談員の拡充は考えておりません。奈良県における他市町村の状況でございますが、相談件数もやはり多いところでは4人から5人の相談員をもって対応されております。また、この点につきましても回数を多くすれば相談件数がふえるのかどうか、このあたりの見きわめがつきにくいところでございます。ちなみに、平成20年度におけます当市での相談件数でございますが、県それから

市での分を含めまして、226件ということになっております。

次に、相談員の育成でございますが、本年より3カ年計画をもちまして、消費者行政活性化事業の採択を受けまして、まずスタートアップ事業といたしまして、相談員の方に活用願うパソコン購入、それから関係事例の参考書の購入、レベルアップ事業といたしまして相談員の研修費の参加の負担、オリジナル事業といたしまして、現在実施しております消費者生活相談の内容等を印刷いたしましたパンフレットの全戸配付を予定しております。

次に、P I O - N E T 端末機の設置でございますが、この設備につきましては相談窓口が週4日以上実施の市町村に限られております。現在奈良県では奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の4市がこのP I O - N E T の端末機の利用をされております。今後導入予定といたしましては、大和高田市、橿原市、上牧町、田原本町、この2市2町が導入予定ということをお伺っております。ご指摘のとおり、全国の消費生活センターで受け付けました相談情報を集約し、消費者施策の検討、各消費生活センターでの相談処理普及啓発業務に活用されております。これらにつきまして、今後は相談回数の市町村におきましても有効利用が図れるよう、この設備が導入できますように要望してまいりたいと思っております。

以上です。

石井議長 市民生活部長。

安川市民生活部長 2番、朝岡議員からの環境政策と今後の取り組みについてというご質問についてお答えをさせていただきます。

食品リサイクル法につきましては、正式名称は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律といい、食品廃棄物等の排出の抑制と資源として有効利用を促進するために、農林水産省所管のもと平成12年度に制定されました。食品メーカーなどの食品製造加工業者、スーパーやコンビニエンスストアなどの卸売小売業者、食堂、旅館などの飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者を食品関連事業者としてとらえ、その事業者から排出された食品残渣を登録再生利用事業者が堆肥化等のリサイクルを行い、そこで製造された肥料や飼料を生産者に還元するシステムの構築を目指し、三者の連携によりまして、現行では病院、地方公共団体、一般家庭などは食品を取り扱っていても食品関連事業者とは見なされません。このシステムが構築されますと、食品残渣の処理は産業廃棄物処理法の特例として、一般廃棄物としての取り扱いから外れ、市町村を超えた処理も可能となります。

次に、生ごみの減量化に関しましては、現在生ごみ処理機の購入補助制度を運営しておりますが、個々の家庭には効果が十分期待できるものではありませんが、全体的に見ては、減量化は遅々として進展していないのも現状でございます。葛城市のリサイクル率は平成18年度におきまして18.1%であり、県下の各市と比較しますと宇陀市、桜井市に次いで大和高田市と並んでの第3位であります。決して低い数値ではないと思っておりますが、将来的にはリサイクル率の向上を考えますと、この食品残渣を含め、有機性の廃棄物の有効利用は避けて通れないものと考えておりますので、新エネルギー回収施設等の整備と並行いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 それでは、2番、朝岡議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、環境政策と今後の取り組みの中での学校教育の観点からの環境型資源への再利用等における食物残渣の処分ということと、スクールニューディール構想における本市の教育現場の取り組みということでございます。

まず最初に、学校教育の観点からの循環型資源への再利用ということございまして、学校教育の観点から、食物残渣の再利用を図り、循環型資源としてはどうかというご提言についてお答えをいたしたいと思います。

ご指摘のとおり、食物残渣の再利用は今日的かつ重要な課題であり、学校教育にとどまらず社会全体がこのことを真摯にとらえ、喫緊の課題としてその実現に取り組むべきものがあります。学校教育における食物残渣でございますが、教育指導の基本として配膳されたものはできるだけ残さずに食べ、残渣を出さないということになっております。よって、日々の給食指導の中で各幼稚園、学校で繰り返し指導がなされておるところでございます。それでも生じる残渣につきましては、平成8年に腸管出血性大腸菌O-157による食中毒が大発生して以来、食中毒防止を徹底する上で、主食のご飯やパンは納入業者で、副食類は給食センターでその処分をしておるところでございます。そういった状況において、残渣の再利用としての堆肥化等につきましても、学校教育を越えた市全体のレベルということにとらえております。そういった観点で検討する必要がありますが、今後さまざまな面で実現の見通しが立つかどうかを見きわめながら考えます。どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、スクールニューディール構想におけるエコ化についてお答えいたします。

一口にエコ化と申しましても、大きく2つの側面があり、1つはその学校が環境教育に資する形で整備、運営されているか、いま1つは学校施設を活用する形でどのような工夫のもとに環境教育が展開されているかであります。前者は、施設、設備面の問題、後者は学習指導の問題と整理することができます。議員ご質問の問題は、前者のエコ化の視点、すなわち太陽光発電やエコ補修等々により環境教育に資する形で学校施設、設備をどのように整備していくのかというお尋ねであると思います。

まず、太陽光発電設備の導入は、児童、生徒の身近な学校環境の中にそういった設備が存在することにより、環境に対する興味、関心を引き出し、環境保全に向けての実践力を養う上でも効果が期待されるところでございます。ただ、本市では既に全ての校舎の耐震診断を終了しており、太陽光発電設備を新たに追加する場合、耐震診断そのものを改めてやり直す必要が生じる可能性があります。今後実施する校舎改築、耐震工事等につきましては、この点を慎重に研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

石井議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは各所管の担当部長からご答弁をいただきました。ありがとうございました。

それぞれの事業についてのご見解をお伺いいたしましたわけでございますが、時間もあれなんです、再質問につきましてはただいまのご答弁に対する私のそれなりの意見を述べて

から一括して市長にご見解なりご意見をお伺いしたいと思います。

まず、地方活性化ということでございます。交付される今回の経済対策における2種類の交付金活用についてご見解を今お伺いいたしました。経済危機対策臨時交付金については、本市には2億8,000万円余りの試算額であり、うち今回の補正予算において先ほどの学校のICT事業等で活用して、残りの1億1,310万円の交付金事業の対象はこれから目的に沿った事業を検討すると、こういうことでございますね。また、一方の公共投資の臨時交付金については、国からまだ通知が届いていないので、その内容を把握した上で充当する事業を活かしてまいりたい、活用して活かしてまいりたい、このようなご答弁があったと思います。

私は、全体としてこの経済危機対策臨時交付金というのはいわゆるソフトの方の事業で、公共投資臨時交付金についてはハード事業に活用する交付金のように思えるわけでございます。国においても、今回の厳しい経済危機の中で年度当初予算は成立して間もないこの時期に追加経済対策として地方への支援策を講じるということを十分ご理解いただきまして、やはり市民にとって目に見えるような経済効果のある事業を早急に検討して、臨時議会を開いてでもというような決意で実施時期を早めることに努めていただけるようなことを臨んでおきたいと思います。

市長は、この間市内の全ての大字で懇談会を開いていただいたところでございます。その折にそれぞれの大字において要望なりご意見なりを直接お聞きになっておられるわけでございますので、まずその要望等を少しでも実現できるため十分検討いただいて、この交付金事業を大いに活用していただきたい、このように思うところであります。

以前の全員協議会で回られた時点で、大字の懇談会での内容をご報告いただいたわけですが、全て終了されてからの報告をいまだ伺っておりませんので、今後議会にもこのたびの交付金事業を含めた総括的な報告会をお開き願いたいと、この際でございますから要望をいたしておきたいと思っております。この件につきまして、市長のご所見をお伺いしておきたいと思っております。

がん検診につきましては、ちょっと時間がないので飛ばします。

消費者行政の拡充、このお話がございました。県内各市と相談回数の実績を見ても、月3回の実施が妥当であるかということに対しましては、これからご検討いただくわけですが、このご答弁がございましたPIONET、これは週に4日ということでございますから、4掛ける4で16で、月16回ぐらいの開催が要るというようなことが要件となろうかと思っております。今後、今、月3回させていただいています葛城市と、その回数も含めて十分近隣市町村の動向を見詰めながらご検討いただきたい、このように思うところであります。

それと、環境政策ですね。これにつきましては、本市のリサイクル率18.1%ということでございますけれども、本年度、22年度にはそれを24%に、国は目標値といたしております。今後の目標値といたしましても、廃棄物処理、リサイクル率を40%にせないかん、このようなことからしまして、現状から見て焼却処分をしている廃棄物をどのように再生利用するかということをお早急に検討すべきではないかと、このように思うわけでございます。そのような事態を、行政で全て賄うことよりも、民間委託に任せるものはゆだねることも施策の1つ

ではないかと私はこのように思います。斑鳩町で試験的に実施された例のように、学校給食残渣の処理について、大いにまた取り上げていく事業ではないかと、このように思いますが、関係部局と連携してご検討願いたい、このように思うわけでございます。今、全国的にこのように事例をかながみて、バイオマスに関する施策を多くの自治体が積極的に展開されております。残念ながら奈良県下では一例もございませんが、国においても有利な補助事業が用意されているところでございますが、今後の取り組みについて、これは市長にお伺いしたいと思っております。

最後にスクールニューディール、この件につきまして、教育長に少しお尋ねをしておきたいと思っておりますが、さきの交付金事業で触れましたこのたびの補正予算、学校ICT、電子黒板等を搭載したデジタルテレビ、並びに学習用のパソコンの拡充等の整備事業でございますが、今後生徒、児童の学習環境にこの情報通信技術をどのように活かしていけるのか。これをお聞かせいただきたいと思っております。また、地球温暖化問題、環境問題に対する省エネ教育の環境整備を推進すること等、今後の取り組みについての教育長のご見解をあわせてお伺いしたいと思っております。

それと、先ほどの学校給食、食育の観点から見た排出される食物残渣の資源化、これからの教育指導の中でどのように取り上げて、児童、生徒に学習を臨んでいけるのか。このようなことも教育長のご所見をお伺いしておきたい、このように思っております。

私の再質問は以上でございます。市長、教育長にはよろしくお伺いいたします。

石井議長 教育長。

大西教育長 2番、朝岡議員の方から再質問という形で教育委員会にかかわる3点のご質問をいただいたように思っております。この席よりお答えさせていただきことをお許しいただきたいと思っております。

まず1点、学校ICT化に伴う情報等々の教育の推進でございます。まず学校ICT化事業でございますが、本市では以前から旧両町にわたりまして、教育機器の設備充実に力を注いでまいりました。学習に対する児童、生徒の興味、関心や意欲の喚起、効率的、効果的な学習の実現を目指して進めてきたところでございます。

今回の学校ICT化事業による各種機器の整備もそういった路線の延長線上にあるものでございまして、楽しくわかりやすい授業を実現し、新学習指導要領の求めておる思考力、判断力、表現力の育成を図りながら、これからの情報化社会に生きる子供を育てるために大いに活用してまいりたい、このように考えておるところでございます。

2つ目の省エネにかかわる教育でございます。この省エネの教育推進には環境整備についてのお尋ねでございますけれども、省エネ教育、ここではより広く環境教育としてとらえております。これは学校教育の大きな課題の1つでございまして、あすの社会を担う子供たちにぜひとも身につけたい力、すなわちみずから課題を解決していく力の育成に大きく深くかかわるものであると、このように考えております。

環境教育のあり方は、基本的には5点になるかなというふうに思っております。まずその1つは子供たちに身近な問題を主体的にとらえさせる、2つ目には私たちが自然の恩恵をい

かに享受しながら生きているのかを、単なる知識理解にとどまらず、さまざまな活動を通して体得させる、3つ目としまして、問題の解決、改善のために、子供たちなりに何ができるか、何をしなければならないかを追求させる、4つ目としまして、自分たちで考えた取り組みを日々の生活の中で実践し、たとえささやかな取り組みでも何らかの確かな手ごたえや成果が実感でき、努力する喜びを味わえるようにしていく、5つ目としまして、1人の力ではどうにもならない問題でも多くの力が結集すれば可能になることを実感させ、協働の意義や価値を気づかせる、このように考えております。こういった環境教育の基本を踏まえながら、環境教育のための材料は子供たちに身近なところから見つけ出させ、改善のための取り組みを子供たちにまずできることから始めるのが、今の学校に私どもの考えでは必要だと思っています。

ただ、環境教育を推進するためには、当然のことながら学習環境の整備といったことは不可欠なことをごさいます、そういった点ではご質問の中にごさいます太陽光の発電設備もその1つだというように思っておりますので、今後その方面につきましても研究していくと、このように考えておるところでございます。

3つ目の食物残渣の問題でございます。平成17年6月に成立しております食育基本法の中では、ご存じのように食育を生きる上での基本、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと、このように位置づけております。その上で、その中の第20条になりますけれども、学校、保健所等における食育の推進として、食品廃棄物の再生利用が、さまざまな体験活動を通じた子供たちの食に関する理解の促進すべきものの1つとして掲げられております。注意されるのはさまざまな体験活動を通じたという、この文言でございます。単なる知識理解にとどまらず、体験活動を通して学ぶことを重視すると、こういうことでございます。食物残渣の問題につきましては、先ほど教育部長よりご答弁申し上げたとおり、大きな問題でございます。現在、資源化システムが十分されていないという状況におきまして、学校現場で今取り組めるものとするれば、さまざまな体験活動を通して、食物、こういうものの大事さ、このことを子供に気づかせ、少しでもそれに向けた取り組みを組み立てていくこと、このことが大切ではないかなというふうに思っております。同時に、私どもとしましては、当然のことながら食物を大切にしようとする意欲を高めながら、給食における食べ残しを出さないように、この指導も大切だと思っておりますので、その点をさらに今後しばらくは現場に強く求めていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

石井議長 市長。

山下市長 朝岡議員からの再質問でございますけれども、時間の限りもございますので、答えられる範囲で答えさせていただきたいと思っております。

まず、公共投資臨時交付金のことにつきましてでございますけれども、できるだけ葛城市の発展に資するような形で考えていきたいと思っておりますけれども、いかんせんまだ国からの中身が示されておらないということでございますので、入って来次第、どのような形でそれを活用させていただくかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

ます。

また、続きまして、2億899万9,000円の経済危機対策の臨時交付金のことでございますけれども、先ほどから皆さんに可決していただきました補正予算の中にも、学校のICTの事業が含まれておりまして、それを抜いた1億1,310万円の中身をどのようにして決めていくのかというお話でございます。この金額と中身が来ましたときに、各課の方にそれを伝えて、今この臨時交付金を活かしてどのような事業、住民サービスの向上のためにどのようなものができるのかということ各課から出してもらいました。そうすると、それだけでも10億円の金額に上る事業になってしまったわけでございます。もちろん、その中は朝岡議員が今おっしゃっていただいたように、各大字からの要望の中身であるとか、そういったものも含まれているわけでございますけれども、使えるお金は1億1,000万円しかないわけでございます。あとの残り8億円の中から絞って絞って提出をしていかなければならないという形になるわけでございますので、十分に住民の皆さんのサービスの向上、生活、福祉の向上のために資するような事業を採択してもらえるように、こちらもそれを提出していきたいと思っておりますけれども、最終的には国、県からの回答が満額いただけるかどうかということも、採択いただけるかということもございまして、そのあたり、まだ不確定な部分もあるということだけご認識をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、食物残渣等を含めたリサイクルの件でございますけれども、これは非常に大きな話であるというふうに思います。葛城市の総合計画の中にも、政策の柱の2番として、愛着、快適という項目がございます。その中で一般廃棄物の減量やリサイクルに努めることであるとか、地域環境に優しいまちづくりを推進することということが掲げられているわけでございます。そのためにも、どういうことをやっていけばいいのか、また葛城市が包括的に抱えている問題、例えば農業の問題、その中でも特に酪農のふん尿の処理に関する問題であるとか、また野菜を出荷された後に出てくる残渣の問題であるとか、そういった問題を一気に処理できる方法というものはないだろうかということも、今検討しておるところでございますけれども、国の方では公明党が推進し、推奨しておられるバイオスタウン構想というのが、国を挙げて、これに取り組みればかなり補助金もいただけるということで、これは非常に素晴らしいものじゃないかなというふうに思っておりますけれども、このバイオスタウン構想というものを葛城市でも取り組ませていただくことが、この総合計画を推進していく上で大きな推進力になってくるのではなからうかというふうに思っております。そのような観点からさまざまなことを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

石井議長 制限時間が来ましたので。

朝岡議員 一言だけ。市長、教育長には詳細にわたって本当に前向きなご答弁をありがとうございました。先ほどから申しておりますように、国が非常に地方活性化事業を推進するために多くの財政措置を講じたわけでございます。ともかく今の実情に合わせた、この経済危機を乗り越えることを最優先課題と、こういうふうにしていただきまして、市民の暮らしに直結した事業の実施に向け、市民の目線で市民の声が通るタイムリーな取り組みをお願いしたいこと

を望んでおきたいと思えます。

ちょうど時間でございます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

石井議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時 50分

再 開 午後 2時 00分

寺田副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。

よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次に、8番、川西茂一君の発言を許します。

川西君。

川西議員 公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。通告順に従いまして、質問を行います。

初めに、校庭の芝生化について担当部長にお伺ひいたします。

幼稚園、小学校の校庭を芝生化することにより、児童の心身面の健康維持、また増進をもたらす効果があると言われております。校庭の芝生化による調査の結果、校庭の芝生化は子供たちの身体活動の増加を促し、ストレス症状が減少した、また多人数で遊ぶ行動がふえ、友達関係の質的な高まりをもたらした。さらに、芝生化前と芝生化3カ月後、また1年後の3回にわたる断続的な調査により、特に睡眠障害などのストレス症状は時間がたつほど減少したということから、芝生の効果は一時的な効果ではなく、持続され、増加するという可能性があると考えられるという調査結果が出ております。

元気で生き生きと育つ子供たちは、将来の葛城市の宝物です。ぜひ校庭の芝生化に取り組んでいくべきであると思えます。担当部長の所見をお伺ひいたします。

次に、そろばん授業の充実について、担当部長にお伺ひいたします。

最近、そろばんが見直されてきております。本市のそろばん授業の状況について担当部長にお伺ひいたしたいと思えます。

次に、パークゴルフ場の新設について、担当部長にお伺ひいたします。

3月5日、疋田公民館で行われました市長と市民との大字懇談会において要望がありました。6月8日に市民の方代表とともに市長へ要望書を提出させていただいております。人を元気に、まちを元気に、笑顔が広がるコミュニティースポーツ、これがパークゴルフであると言われております。公園で始めた遊び、だからパークゴルフと名づけたそうでございます。クラブ1本とボール1個、それにボールを置くティーがあればだれでも楽しむことができるスポーツです。県内には現在2カ所あります。視察に行ってきました。大淀町、大和郡山、ともに多くの方がプレーを楽しんでおられました。大和郡山のニッタの森パークゴルフ場では、土日は何カ月先まで予約でいっぱい状況だそうです。責任者の方に話を聞くことができましたが、グランドゴルフを卒業した人がパークゴルフに移行されている、また両方されている方も多くおられるそうです。プレー代金も安くて一日中楽しめ、多くの方が利用され

ていました。高齢者の生きがいつくり、また健康維持に必要な施設であると考えます。担当部長のご見解をお伺いいたします。

最後になります。学童保育について、担当部長にお伺いいたします。

学校が休みのとき、土曜日、春、夏、冬休みのときの学童の朝の受け入れ時間帯は午前9時からとなっております。厳しい経済状況の中で働くお母さんがふえてきております。午前9時に預けたのでは仕事に間に合いません。せめてもう30分早く預かってもらえないかという声がたくさんあります。ただし、これは学童を利用している全ての方ではありませんが、働くお母さんにとっては大変に重要なことです。ぜひ前向きにご検討いただきたいと、このように思います。担当部長のご答弁をお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。再質問は自席より行います。

寺田副議長 高木部長。

高木教育部長 8番、川西議員からのご質問にお答えをいたしたいと思います。質問につきましては、校庭の芝生化について、2番、そろばんの授業の充実について、3番、パークゴルフ場の新設についての3点について、教育委員会の方から答弁させていただきます。

まず1点目の校庭の芝生化についてでございますが、ご指摘のとおり3つの面から効果が期待できます。第1に心身の健康維持、増進効果、第2に環境保全上の効果、そして最後に教育上の効果があります。しかしながら、昭和48年ごろの芝生化のブーム時の反省といたしまして、以下の5点が指摘されております。第1に、子供たちの活動に伴う芝生の悪化、第2に芝生再生のための利用禁止期間の設定、それに伴う代替活動場所確保の困難性、第3に芝刈りや雑草抜き、散水、薬剤散布等の労力と手間、第4にそれらの業務を業者委託する場合の経費、最後に薬剤散布した際の子供の健康に対する影響等であります。ただ、そうは申しながらも、その後の芝生自体や薬剤等の改良に伴う安全性の向上や管理の手間の減少等も考えられ、芝生が校地内にあることで得られやすい安らぎは貴重であります。

そこで、今春建替工事が完成いたしました忍海小学校の中庭の有効利用の一環といたしまして、芝生の部分を試験的に設けておるところでございます。今後、その活用状況や維持管理等の経費、労力等を慎重に見守りながら検討を加えたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、小学校におけるそろばんの教育についてということでお答えいたします。

現行の学習指導要領の学習内容としてそろばんが取り上げられるのは小学校3年生の算数で、2時間から4時間の配当時間となっております。平成20年3月に公布され、小学校では平成23年度より全面実施とする新学習指導要領では、第4学年の算数にもそろばんの学習が盛り込まれました。ただ、その場合も各学年とも4時間程度の配当時間となる見込みであります。学習のねらいは、両学年ともそろばんによる表のあらわし方、加法及び減法について指導するとされ、そろばんとはどのようなものかの理解に始まり、加法、減法の初歩を手ほどきするにとどまります。いわゆる読み、書き、そろばんと称してかつては学習の基本の1つであったそろばんでございますが、時代や社会の急激な変化の中で、計算処理をする道具としては電卓やコンピューターが主流となり、そろばんは日々の生活の中から次第に片隅に

追いやられつつある現状であります。その結果、かつては大抵の家庭にあったそろばんが、我が家にはないという子供も現在は少なくなく、指導者自身がそろばんの学習経験が乏しいため、研修を要する場合すら生じておるところでございます。とは申しながら、そろばんが本来持っている機能や価値は変わることなく、ある意味で先祖の英知の結晶の1つとも申せます。このことを踏まえ、小学校におけるそろばん学習につきましては、一人でも多くの児童がそろばんに興味、関心を持てるよう、指導に意を用いたいと考えているところでございます。

次に、3点目のパークゴルフ場の新設についてでございます。

まず、このパークゴルフ場は北海道で人気のスポーツの1つでございます。一般のゴルフ場と同様に18ホール制となっておりますが、1ホールは20メートルから100メートルと短距離でございます。IPGAという国際パークゴルフ協会のホームページによりますと、コースの面積は18ホールで1.5ヘクタールから2.5ヘクタールとされております。ここにカップ周り5から10メートルのグリーンを設けるとともに、バンカーや障害物を用意するとされ、これらを見る限り、芝生さえあればすぐにパークゴルフ場にできるというのではなく、新設に伴い一定の整備が必要となることがわかります。よって、既存の市有のグラウンドでは用が足せず、専用グラウンドをとということになりますと、現時点では極めて困難であると言わざるを得ないと考えております。どうかご理解のほどお願い申し上げます。

教育委員会からの答弁は以上でございます。

寺田副議長 保健福祉部長、花井君。

花井保健福祉部長 8番、川西議員からの学校が休みの時期、土曜日、春休み、夏休み、冬休みの朝の受け入れ時間帯についてということで、ご質問いただいている件につきまして、答弁させていただきます。

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に実施いたしております。

お尋ねの保育時間についてでございますが、現在平日は放課後から午後6時まで、学校休業日につきましては午前9時から午後6時までとなっております。ご質問の朝の受け入れ時間についてでございますが、特に必要な方につきましては午前8時30分から預かるよう配慮いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

寺田副議長 川西君。

川西議員 各担当課よりご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、学校の芝生化についての担当部長のご答弁は、3つの面からいい効果と5つの面から反省することがあるということをおっしゃってございました。本当にそういうことかもしれないけれども、忍海小学校の中庭で芝生を試験的に設けて検討していきたいというご答弁でした。校庭の芝生化につきましては、多くの学校、幼稚園が既に取り組んでおります。大阪府下7校の学校の資料を取り寄せましたので、またヒアリング調査等もされておりますの

で、簡単にご説明をさせていただきます。

まず初めの1校目は池田市立緑丘小学校で行われておりますけれども、ここの児童数は415名ということでございます。運動場周辺ということで650平米について植えたそうなんですけれども、これを管理する主な管理者としましては、校務員さんと地域の方、この方が中心になってやってらっしゃるそうです。水やりというのは現在週2回程度、また肥料等は年間3回ぐらい、また芝刈り等は1年間で5回ぐらいやってらっしゃるということです。ここの特徴としましては、運動場の外周部が芝生化されているということでありまして、その結果、どうなのかということですが、やはり子供たちは座って話し込む、また寝転んで遊ぶ子供等が見られるようになった、また中庭では休憩時間を利用してはだしで遊ぶ子供が非常にふえてきた、そんなふうなヒアリング調査が出ております。

また、特に外遊びが多くなったということが大きな特徴であると思います。教職員の評価としまして、反対している先生はないというふうにおっしゃっています。大きな負担も感じない、学校予算も圧迫していないということです。また、保護者の評価としましては、賛成が圧倒的に多い、また芝生の養生期間中の苦情もなかったそうです。地域の方の評価としましては、地域の誇りになっている、非常に地域にも開放していただいているからこれを利用することが多いというふうに、ここではおっしゃっております。

また、もう1校だけご紹介いたします。これは大東市立北条小学校のヒアリング調査ですが、ここはトラック部分と周辺が芝生化されているということです。ここは主な管理者としては校長先生と校務員さんと地域の方ということでやっておられます。水は、以前は特になしとなっておりますけれども、時期が時期だったと思うんですけれども、1回か2回やっておるということです。芝刈りも年に3回、肥料は年に2回で済んでいるといえます。この維持管理費としては、年間で約20万円程度の予算であるとされております。また、先生の負担はないとされております。特に子供さんの活用に関しましては、体育の授業に関して、準備体操に利用しておるとか、また転倒等の動きが出ているということですね。これは土のグラウンドではできなかったことなんですけれども、芝生ということで転んだりしているということです。また、気持ちいいという感想が非常に多いとアンケートでも出ております。それと、芝生の上でけがが減少しているということですね。このこともおっしゃっております。いろんな形で反対意見、賛成意見等もあるんですけれども、これから大いに考えていくべきであるというふうに私は考えております。

また、県内でも校庭の芝生化に取り組んでいる学校がありますのでご紹介していきたいと思うんですが、これは大和郡山市の山田町の市立矢田南小学校では、自分たちで芝を育てようと、芝株を全校児童が参加して約1万2,000株をポットに植えたそうです。地元の農家も苗を育てて、はだしでかけようみどりのじゅうたんプロジェクトと名づけ、地域ぐるみで校庭の芝生化に取り組んでおります。約2カ月程度で青々とした芝生が育つそうです。運動場の芝生化は県の教育委員会が本年度事業化し、外遊びを通じた児童の体力の向上というのが目的であるというふうになっております。申請のありました大和郡山市、御所市、宇陀市、生駒市、山添村、田原本町、吉野町等に芝刈機の購入を含む事業費を県教育委員会が負担して

いるそうです。しかし、完成後に市町村が年間50万円と見込まれる管理費を補う必要があり、申し込みを躊躇されているという報道がありました。

厳しい財政状況の中で、2校をモデル校とした御所市教育委員会はこんなふうにおっしゃっています。費用よりも得られる効果の方が大きい、運動場に出る時間がふえ、遊びを通じて基礎体力を養える、また地元の人も利用しやすくなるとおっしゃっています。管理費というのは大半が水道代で、冬場でしたらプールの水を活用すればさらに下げられるというお話がありました。6月20日、御所市立大正小学校が地域の方々約200人と生徒300人の協力を得て、芝の苗を全校庭に植えました。植えて2日後なんですけれども、22日に見学に行っていました。教頭先生にいろいろと話をすることが、またお聞きすることができました。植えてから約2カ月間は運動場を使用することができない、また補助事業の対象は4,000平米であるということ、また野球をするには問題がある、また種から苗になるまで約1カ月かかるということ、運動場に苗を植えるための穴掘りが時間と労力が要る等々、いろいろと説明をしてくださいました。しかし、教頭先生のおっしゃっておるのは、苦労があったが、子供たちが喜んで外遊びできるように努力したいと、こんなふうにおっしゃっていました。

先ほどの答弁でもありましたが、使用目的によって校庭を芝生化することには問題が発生するという事も考えられます。私は何も校庭全部をしなくてもよいというふうにも考えております。部分的にしている学校も多くあります。補助金も交渉次第で出るということです。ぜひこれは活用すべきであると思います。また、地域の方々と児童が協力し、校庭を芝生化することで学校と地域との連携もでき、教育効果も大いに期待できると思います。また、今言われております地球温暖化防止、このことにもつながりますので、私は必要であると思います。市長のご見解をお伺いします。

次に、そろばん授業の充実についてもご答弁をいただきました。小学3年生から4年生、2から4時間ですか、全くこれは授業ではなくて、そろばんというものを理解してもらうための授業であるというふうに考えます。何年か前までは学校の授業の中に取り入れられていたように記憶しておりますが、現在はほとんどやっていないというご答弁でした。本日、議場におられる方々というのは、ほとんど学校とか塾でこのそろばんを習っていらっしゃると思うんですけれども、非常に残念なことだと思います。その中で、そろばんが磨く6つの能力というのがありますので、これも簡単に紹介をしておきます。

特に集中する力ということですが、これは検定試験で10分間の間に規定問題を正解しなければなりません。例えば1級の掛け算を例にとりますと、6けた掛ける5けたの問題を計算する過程において100回以上の指先を操作することが要求されます。九九を30回唱え、11けた100億の答えの記入が許されます。その間一度のミスも許されません。そして、この問題を20回繰り返すと規定問題を計算し終えたこととなります。指先の動きは掛け算種目だけで何と2,000回以上数えることとなります。指先は外に出た脳と言われるように、そろばん学習が指先のトレーニングによって脳を育てているということがわかると思います。

2点目は記憶する力というのがあります。これは暗算ですけれども、特に暗算というのは右の脳を使用しているようです。暗算式記憶法は長期間失われません。特に子供の時代から

始めると、これらの脳の力、脳力が確実に身につくと言われております。いろんな統計からなんですけれども、東大生とか京大生の80%がそろばんの学習経験者であるというデータも出ております。

また、早く聞き、早く読む力というのがあるんですけれども、これは学習する上において最も重要なことではないかと思えます。特に脳が柔軟な子供の時代に身につけさせたい能力の1つであるというふうに思えます。ほかにも注意深く観察する力、情報を処理する力、イメージやひらめきの力等々があると言われております。教育現場で長く教育に携わってこられた教育長に大変失礼なことを申し上げていると思うんですけれども、これからの教育のあり方として、葛城市独自の方法として珠算事業も今後取り入れるべきではないかというふうに考えます。教育長のご所見をお伺いしたいと思えます。

次に、パークゴルフ場の新設についてもご答弁をいただきました。既存の市有グラウンドでは用が足せず、専用グラウンドということになりますと、現時点では極めて困難であると言わざるを得ないと考えますというご答弁でした。

少し私の説明に不足があったのかもしれませんが、このことは反省しておるんですが、市長初め担当課は非常に大きな場所が要するというふうに誤解されているように思えます。名前のおりパーク、公園ですので、そんなに広い場所は要らないと思えます。1ホール、約300坪があれば9ホールつくるのが可能です。大淀町では現在1ホールでやっておりますが、利用者がふえたために横にあと1ホールを造成中です。また、受益者負担、すなわち利用者がプレー代を負担するという考え方で営業しておりますので、大淀町は借地であるにもかかわらず黒字だそうです。県内には現在2カ所しかありません。南阪奈道路葛城出口周辺に設置できれば、大阪方面からも来られます。また、道の駅等の施設も併設して、新鮮な野菜を販売することで近隣の農家も潤うと思えます。耕作放棄地等があればお借りして営業しても採算はとれるのではないかと思えます。また、葛城市には大きな公園もあります。費用対効果から考えるともったいないなと感じる公園もあります。公園の機能も活かしながら、両方利用できる方法はないかと考えております。

また、このパークゴルフ場の新設につきましては、大字懇談会で要望が出ました。午前中の朝岡議員の質問の中にも大字懇談会で出た内容について報告いただきたい旨の質問が出ましたが、時間の関係上市長からご報告いただけませんでした。主な内容だけでも結構ですからご答弁をお願いしたいと思います。また、今後の問題として、議会に報告される予定があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。市長の今後の方針をお伺いいたします。

最後になりますが、学童保育の受け入れ時間帯についてのご答弁もいただきました。特に必要な方には8時30分より受け入れをさせていただくとのご答弁でした。働くお母さんにとっては一安心だと思います。これで仕事もできることだと思います。この件に関しましての再答弁は結構です。

以上でございます。

寺田副議長 教育長。

大西教育長 ご質問いただきましたそろばんのことにつきまして、私の方からお答えさせていただきます。

基本的なことにつきましては先ほど教育部長が答弁させていただきましたとおり、法的な拘束力を持つ学習指導要領の定めるところで授業時間数とか大幅に決まっておるところでございまして、新しい学習指導要領が実施されまして、若干先ほどの回答の中にもございましたが、4年生にふえるというところがございますが、それも数時間というところがございます。そろばんを大幅に時間をふやそうとしますと、構造改革特別区域研究開発学校設置事業という、いわゆるそろばん特区と、こういうもので特別な教育課程を編成しなければなかなか大幅な時間が設定できないというところがございます。本市の教育はご存じいただいていますように、幼児期からの英語教育、さらには特別支援、通級教室というようなことでの不登校対応等々で力を入れさせていただいているところがございます。その流れを踏まえた上で、今ご提起いただいていますそろばん学習を本市の教育の柱の1つにということはなかなか難しいというところでご理解いただきたいと思えます。ただ、議員の方からそろばんにつきましては価値、効果ということにつきましては5、6点ご説明いただきました。学校現場に、そろばんに携わる学校の方にこのそろばんの効果、価値というものにつきましては、機会をとらえて伝えてまいり、少ない時間ですけれども、子供たちに1つでもそろばんに興味を持てるような、そういうものを組み立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

寺田副議長 市長。

山下市長 川西議員からの再質問に対しまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、学校の芝生化の件でございますけれども、いろいろと川西議員の方からその効用、効果、また導入している学校の効用であったりとか、またその管理者のメリットであったりデメリットであったり、両方ともおっしゃっていただいて、その効果ということは非常によくわかるところでございます。また、環境のことを考えますと、地面のままよりも芝生化にした方が輻射熱が減ったりとか、地球温暖化に対する、またそういった熱の放射に対する軽減ということは大幅に図られるであろうということも、また子供たちの教育、心の成長等に関しましても、大きく資するであろうということは十分にわかっております。

しかしながら、葛城市ではどうしてもそこに踏み込めない事情というものもございまして、過日うちの水道局の局長と話をしておりました。先日来梅雨に入りましてから、雨が非常に少ないということは皆さんよくわかっておられると思うんですけれども、多少の雨ではなかなか葛城市にも入っております県水のダムの貯水率が回復しないということで、現在3つのダムを飲料するためのダムとして貯水されているんですけれども、現在それが55%になっております。このままいきますと、7月1日から取水制限に踏み込まざるを得ないという非常に厳しい渇水の状況に入っております。この芝生化ということは非常に大事でありますけれども、葛城市内の市民の生活のための飲料水であったりとか、また葛城市の水道をたくさん使っていただいております企業に対して、ここも取水制限をかけていかなければならないかもしれないというような大変に厳しい状況にあるわけでございます。豊富な水量を誇ってい

るといふわけではございませんので、その水を学校の芝生化のところに持っていくということとは、現段階で厳しいのじゃないかなということが1つですけれども、それをもし雨水という形でポンプを使用して散布をしようとしたしますと、またそれは動力であったり雨水をためるタンクであったりということに対して設備投資が数百万円かかってくるというような形になってまいりますので、今の段階でこの水の問題を大きく変えていかなければ、なかなかこの芝生化というところに取り組んでいくというのは難しいんじゃないかなというようなところでございます。

続きまして、パークゴルフにつきましてでございます。3月5日に疋田の公民館で大字懇談会ということをしていただいて、そのときにご要望いただき、また過日、私のところに川西議員と当該のメンバーの皆さんが来ていただいてご要望いただいているということは非常によくわかります。健康で長生きをしていく、趣味を突き詰めていく、それこそが生きがいのある過ごし方であるということとはよくよくわかっておりますけれども、しかし現在のパークゴルフの人口であったりとか、また葛城市の、先ほどからうちの部長なりが申し上げていますように、葛城市の財政状況が許すのかどうかという問題、また耕作放棄地ということでございますけれども、これは農地転用するという形になります。そうすると、農林省関係のあり方というのを、耕作放棄地の利用の仕方というところに対しても使用の目的に反していくと。やはり耕作放棄地は農地としてどれだけ活用することができるのかということが主たる目的になってまいりますので、そういった観点からも今のところ難しかろうというふうに思います。また、今大淀町の例であったりとか、そういったところのお話をいただきました。地価のことを申し上げますと大変に失礼なのかもしれませんが、葛城市でまた新たに土地を購入し、それを求めていって受益者負担をしていただくとは言いながら、やはりそれほどたくさん使用料をいただくわけにはいかないということになってまいりますと、またそこに専用の人員を置くということになってまいりますと、やはり市から負担ということをしていかざるを得ないような状況になってくるだろうということも考えられるわけでございます。まだ、未知数な数字というのはあるわけでございます。パークゴルフの愛好者の人口増加とか、また社会の流れであるとか、そういったものを見きわめていきながら、今後いろいろと考えさせていただきたいというところでございます。

それと、答弁漏れありましたね。大字懇談会の中身についてでございます。これは現在企画部の方で大字懇談会でお会いをさせていただいた1,508名の方々の中から質問をいただいた内容というのを今集めて、それを先日協議会の中で報告させていただいた中間報告のような形で、各項目別でどれだけのご意見があったのかということに分けて、議員の皆さんもそうですけれども、広報やホームページ等を通じて住民の皆さんに知らせていかなければならないだろうということを検討させていただいておるところでございます。細かな内容等につきましては、やはり個人情報の問題であったり、各大字特有の問題であったりというところで踏み込んで意見を開陳していくというわけにはいきませんが、できるだけ早くに住民の皆さんに情報を開示していけるように努力をさせていただくというふうに思っております。

寺田副議長 8番、川西君。

川西議員 教育長からも市長からもご答弁をいただきました。珠算教育に関しましてはなかなか一気にいかないと思うんですけれども、今後の課題として考えていただきたい、このように思います。

それと、市長からは校庭の芝生化とパークゴルフ場の新設についてご答弁をいただきました。大分後ろ向きですね。前向きに考えていらっしゃらないなということを感じましたけれども、いずれにしても地域活性化交付金事業等もありますので、このことも視野に入れて検討していただきたい、このように思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後になりますけれども、今の市長の中のパークゴルフ場の新設についていろいろと私も動かしていただいたことについて、少し市長に苦言を述べておきたいと思ひます。

先日も、先ほども質問の中で言いましたように、3月5日の大字懇談会において市民の方からパークゴルフ場の新設をしてほしいという要望がありました。市長のご答弁は検討させていただきますというご答弁でした。横には副市長もおられて、そばでメモをとっておられましたね。それで、4月22日にタウンミーティングとして当支部会に市長は出席していただきました。このときにも、私は6月の本会議でパークゴルフ場の新設について一般質問をさせていただきますという要望をしておきました。そして6月8日に、市民の方5人と要望書に資料をつけて提出をいたしました。また私も、パークゴルフというのはどんなものかという思いから、4月18日に大淀町へ行ってきまして、プレーをしてきました。また、5月13日も大和郡山に行き、資料もいただいてまいりました。そして、6月19日、一般質問通告書を提出しました。そうしますと、明るる日の20日の土曜日の朝に、所管になるであろうと思われる担当課の方から電話が入りました。内容は、いきなりパークゴルフ場の新設について質問されても答えようがありません、こういった内容でした。私は全くこの人の言うとおりでと思ひます。一般質問を提出してから、6月8日に提出した資料を担当課に渡したのでは検討する時間がないと思ひます。

市長は市民の方からいろんな意見や要望を聞いておられます。それを担当部署に振り分け、検討した結果、必要なことから優先順位を決めて執行する、これが市長の仕事であると私は理解をしております。市民の意見、要望が全て実現できるとは思っていません。しかし、受けたご意見に対することは、担当部署に伝えて検討すべきではありませんか。疋田の大字懇談会から3カ月、100日余りがたっているのに、何の検討もされていない、これが実情です。

副市長は市長の補佐をするのが一番の仕事ではないのですか。大字懇談会で市民の方からいただいたご意見、ご要望に対して、中間報告をし、返事をするのが礼儀であると思ひます。それによって、市民の方との信頼関係が深まるのではないのですか。今後の市政運営に少しでもお役に立てればと思ひ、こういった思いから苦言を申し上げました。どうかご理解賜りますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺田副議長 これで、川西茂一君の発言を終結いたします。

次に、5番、吉村優子さんの発言を許します。

吉村さん。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。3点お伺いいたします。

今回WHOが世界的大流行（パンデミック）を宣言されました新型インフルエンザ、国内感染者は1,000名を超え、奈良県におきましても6月16日に県内初の感染者が伝えられて以来、本日までに4名が確認されています。ただ、5月9日の国内初の発症報道時に比べ、徐々にではありますが、落ちつきを取り戻しつつあると感じています。しかしながら、この秋、冬の第2期の流行が懸念されます。一説によりますと、今回の新型インフルエンザに対しては、過去のスペイン風邪の際の免疫により、高齢者はかかりにくかったとも言われています。鳥インフルエンザと違い、弱毒性とも言われていますが、心配されます第2期目にはウイルスも変化し、より強力になって私たちを脅かすことも考えられます。特に、体力の弱った高齢者にとりましては大変心配される場所です。新型に対するワクチンの製造も進んでいると伝えられていますが、その使用対象及び数量も明確にされていません。一部では新型ワクチンは高校生や子供たちにとの声も聞こえてきます。

高齢者は従来インフルエンザにかかると肺炎へ移行し、重篤化しやすい傾向にあります。新型ワクチンに期待ができない等を考えますと、肺炎ワクチンを接種することにより、もし発症しても重くならないという予防策になるのではないかと考えます。新型インフルエンザはもちろん、季節性インフルエンザに対しても予断を許さない今、この肺炎ワクチンはいずれのインフルエンザにかかっても有効であり、多くの医師は高齢者にこのワクチンの接種を勧めておられます。この肺炎ワクチン、従来より存在していますが、認知度も低く、また従来の季節性インフルエンザワクチンに比べ少し費用がかかるということで、このままでは実際に接種する高齢者は限られてくるのではないかと思います。そこで、少しでも市より助成し、より多くの高齢者が次のインフルエンザに備えることができるようにすべきではないかと考えます。住民に対する手洗い、うがいのさらなる徹底と再度流行した際の備えについての広報、また高校総体実施時の対策とともに考えておくべきだと思いますが、これらの点について市長の考えを伺っておきたいと思っております。

次に、マスコットに見る地域活性と情報の共有についてお伺いします。

本年4月、葛城市公式マスコットキャラクターが発表されました。愛称も先日の14日に「蓮花ちゃん」と無事決定し、これからの蓮花ちゃんの活躍に期待するところです。このキャラクターにつきましても、葛城市の知名度が上がったとする意見の一方で、これに関するいろいろなイベントにもっと地元業者を参画させるべきといった声や情報の不徹底の指摘も聞こえてきます。

地域経済の活性のためには、できるだけ地元の業者の参入が望ましいのですが、今回企画という特殊であるという位置づけからか、大阪のイベント会社に依頼されました。この業者を決めるに当たり、入札によるものではなかったようですが、まずはその業者の選定理由をお聞かせ願いたいと思っております。

また、先般の當麻連座の際に販売されていましたが、やはり地元での製作が地元の活性とともに市民からの盛り上げにもつながると思いますが、これも企画会社の事業の一環か、地元業者にゆだねらることなく進んでいったようです。

また、マスコット誕生からイベントに関しての情報の不徹底も言われるところです。これらに関しましては、市職員に対してもっと早くからの情報の徹底をすべきだという声が上がっていました。これは、イベントに限ったことではなく、対住民に対することは職員がいち早く認知し、住民からの問い合わせに素早く対処できる体制が必要です。一部の職員だけがわかっているということのないよう、職員全体の情報の共有が大切ではないかと思えます。これらの点についても市長の意見を伺っておきたいと思えます。

3点目に、学童保育についてお伺いします。

働くお母さんの増加や核家族化により今後ますます利用者がふえるであろう学童保育、現在も登録数だけでいいますと、既に5カ所全てで定員を超えています。利用者数も本年度5月でいいますと當麻以外は定員超えの利用になっています。これらの教室に児童福祉課所管のもと、平均3名の指導員で対応しているところです。

国の補助金の関係からいいますと、所管は保健福祉部になるのかもしれませんが、利用者側からいいますと、放課後、また全てではないにしろ、学校の敷地内での学童保育ということになりますと、学校の行事との関連から先生と保護者との連携もとりやすいということもあり、教育委員会の所管の方が望ましいのではないかと考えます。先ほど述べました指導員だけでの対応ということも気にかかります。何かあったときの責任の所在はどこにあるのか、その際の対応はだれがするのかということも疑問に思えます。今、組織機構再編の取り組みがされています。これらのことを踏まえ、一度考えてみるべきではないでしょうか。

それと、利用者側からの要望でよく耳にしますのは時間延長です。現在、平日は14時から18時の利用ということになっていますが、18時まで勤務の保護者も多く、せめて19時までの延長を期待するところです。この点につきましてもお答えをお願いしたいと思います。

質問は以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。

寺田副議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 5番、吉村議員からの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

私に与えられました件につきましては、高齢者に肺炎ワクチンの助成をという1点と、もう1点は学童保育についてでございます。

最初に、新型インフルエンザ第2波流行に備えて、高齢者に肺炎ワクチンの助成をという質問でございますが、ご存じのように新型インフルエンザは大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べますと爆発的に感染が拡大し、非常に多くの方が罹患することが想定されています。6月12日には世界保健機構はフェーズ分類を6とし、世界的な蔓延状況にあると宣言されました。今後とも我が国におきましても、患者発生が続くと考えられ、おさまりを見せたとしても秋、冬に向けて第2波の流行が起きて、大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況であると考えられています。このため、秋以降の次の流行に

備えて、さらなる対策を行う必要がございます。

葛城市新型インフルエンザ本部におきましても、感染予防物品の備蓄、市内で発生したときの対応、市民への啓発、啓蒙などを基本に、その都度対策を協議いたしておる状況でございます。

通常、季節性インフルエンザの流行は毎年11月ごろから始まり、1、2月ごろがピークとなります。これにあわせて、本市では高齢者にインフルエンザワクチンの補助を出し、10月から1月にかけて接種していただいております。平成20年度におきましては、65歳以上の約52%、3,944の方が予防接種を受けられました。

ご質問の要旨の肺炎ワクチンですが、肺炎の原因細菌でございます肺炎球菌に対するワクチンでございます。この肺炎球菌のワクチンは、インフルエンザのワクチンとは異なり、一度接種いたしますと5年間効果が持続し、高齢者や基礎疾患を有する患者においては敗血症や髄膜炎などの重症感染症を約60%から80%防ぐと言われておりますが、一方ではその効果を疑問視する報告も一部ございます。

肺炎は我が国の死因第4位で、その90%以上が65歳以上の高齢者の方でございます。肺炎はいろんな原因によってかかります。高齢者に肺炎が多い理由には、この肺炎球菌によりまず肺炎だけではなく、口腔内の細菌変化、気道の粘液線の機能低下、機能障害、呼吸器系の免疫機能の低下などが関与していると考えられています。予防接種が勧められているのは65歳以上の高齢者で、呼吸器、心臓の慢性疾患の人、糖尿病の人、腎機能不全の人、肺疾患のある人などです。県内におきましては、桜井市と橿原市が70歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の一部助成を行っておられます。

こうした状況を踏まえまして、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ予防接種の実施助成制度につきましては、近隣市町村の状況も踏まえながら、高齢者の健康を重視した課題として協力願います市医師会とも十分協議を重ね、検討してまいりたいと存じます。なお、特に高齢者にはうがい、手洗いの励行と栄養、睡眠等の免疫力を維持するよう努めてもらうのが大事であり、新型インフルエンザ感染予防も含めまして、さらに啓発、啓蒙にも努めてまいりたいと思います。

また、高校総体への対策につきましては、高校総体奈良県実行委員会とも十分連絡をとりながら、その対応に万全を期してまいりたいと思います。

次に、学童保育についてでございます。現在、学童保育所は新庄校区は学校の空き教室、または学校敷地内3カ所で運営しております。当麻校区におきましては児童館2カ所で実施いたしております。広い意味から申し上げまして、学童に来ているのは各学校の児童であり、いろんな支援をしていく上で受け入れ児童の有する問題、子供の生活環境、家庭環境を的確にとらえているのが学校現場であり、保護者との連携、学校行事との関連の面からも、教育委員会との連携を密にして、互いに協力し、運営いたしておるところでございます。所管につきましては、児童福祉課が所管しておりますが、近隣では大和高田市、宇陀市、広陵町などの一部市町村では、教育委員会所管で学童保育を運営しているところがございます。

ご質問の組織機構改革再編に伴う学童保育所の所管でございますが、葛城市における現状

を踏まえながら、今後も教育委員会と連携し、より適切な運営が図れるよう努力してまいりたいと考えております。学童保育所の指導員についてでございますが、新庄校区の学童につきましては、アルバイト指導員のみで運営しているため、事故等何かあったときの所管課でございます児童福祉課への連絡、早期対応、施設等管理体制がスムーズにいけるよう、各学童保育所を定期的に巡回し、きめ細かい指示、指導ができるよう体制の充実を図ってまいりたいと思っております。また、学童保育所の保育時間につきましては、現在平日が放課後から午後6時、学校休業日については午前9時から午後6時となっております。奈良県下の市及び北葛の状況は、公立につきましては葛城市とほぼ同じ状況でございますが、市町村によって民営の学童保育所があるところにつきましては、時間の延長を行っているところもございます。今後、これらのことにつきましても、次世代育成支援行動計画後期計画の策定資料として調査いたしましたニーズ調査の結果等を踏まえながら、時間延長等総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

寺田副議長 企画部長。

森川企画部長 ただいま、5番、吉村議員の Mascot に見る地域活性と情報の共有という質問に対して、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、現在葛城市におきましては、観光誘致やまちおこしによる市の活性化を促進するために、さまざまな活動に取り組んでいるところでございます。その一環といたしまして、去る4月16日、市の Mascot キャラクターを発表いたし、同月22日にせんとくんへの表敬訪問を皮切りに、いろいろなイベントに取り組んでまいりました。當麻寺ゆかりの深い伝統の人物中将姫をモチーフにした、とてもかわいいキャラで、来年に控えた奈良県の平城遷都1300年祭を初め、親しみやすいイベントや地場産業のブランド化に積極的に参加しながら、市民共有のシンボルとして長く愛されるキャラクターを目指していきたいとの思いでの取り組みであります。

去る6月14日には全国から、遠くはドイツから、2,576名の応募をいただき、愛称発表会が慎重審査のもと行われ、念願でありました愛称を「蓮花ちゃん」として誕生したところであります。あわせて、Mascot キャラクター使用要綱並びに着ぐるみの貸し出し規定の一般への使用説明会を開催し、葛城市のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るためのキャラクターの活用を広めてまいりたいと考えております。まずは、市職員から活用計画を求めているところであり、積極的に運営をしてまいりたいと考えております。

また、キャラクター作成に至る経緯でございます。平城遷都1300年祭記念事業に葛城市も積極的に参加いたすがために、せんとくんのガールフレンドという位置づけで出現させようということの取り組みでございます。製作につきましては、素材、寸法、イメージ、バランス等々、せんとくんととのバランスを考えた中で、事業協会の推挙も得ながら、協力をしてもらい、せんとくんとを製作された業者をお願いすることがいろんな面で得策であるとの考えのもとでございます。また、その出現からいろいろなリリースにつきましては、やはり特に報

道関係に関連、密な連携をとれる業者へお願いすることが得策であろうという判断でございます。1つ申しますと、中将姫のプロジェクトの立ち上げ業務を初め、キャラクターの早急のリリースの展開業務とか、平城遷都1300年事業とのコラボレーションによるプロジェクトの運營業務とか、そういうもろもろの取り組みにつきまして、何といたってもプレスリリースが肝要でございます。それに精通いたしております報道機関へお願いしていく、そういう思いでの委託であったわけでございます。今後ともこの蓮花ちゃんをいろいろな催し、またせんとくんと併用した活動ができるよう、1300年事業にも働きかけていきたいと、このように思っております。

以上、答弁といたします。

寺田副議長 5番、吉村優子さん。

吉村議員 それぞれの部長からお答えいただきまして、ありがとうございました。

まず、肺炎ワクチンに関しましては、もちろん元気な高齢者もたくさんいらっしゃいますけれども、発症すると特に体力の落ちた高齢者にとりまして、また持病のある高齢者にとりましては肺炎になる確率が非常に高いということで、先ほども言いましたけれども、認知度が低いということで、1,000円でもいいですから助成していただけてみんなに知っていただく、そういう意味も込めて言わせていただいています。

今、部長の答弁にもありましたけれども、県下でも桜井市と橿原市がもう既に、桜井市は2,000円ですね、それから橿原市が3,000円の助成を70歳以上の高齢者にされています。現在、葛城市におきましては、季節性の従来のインフルエンザワクチンについては65歳以上の方に補助を出されているということで、先ほど部長もおっしゃっていましたが、対象者の52%の3,944名が昨年受けられました。例年でしたら、この季節性のインフルエンザのワクチンだけでもいいと思うんですけれども、ことしは新型インフルエンザの心配もしなければいけないということで、効果が疑問視されるという答弁もありましたけれども、肺炎ワクチンでしたら、どちらにかかっても長引かないというふうに思いますので、そういった点でどういう考えがあるか、市長も後でお答え願いたいなというふうに思います。

それから、次にマスコットについてですけれども、先般マスコットの愛称募集に2,500を超える応募があったということで、これは予算委員会でももっと住民を巻き込んで、住民から盛り上げてもらったらいんじゃないですかということをおっしゃっていただきましたから、本当に少しでも盛り上がってよかったなという思いはしました。ただ、選考委員については、もっと幅広く、例えば女性の感覚とか、若い学生の意見も入れていただきかけたなという思いがします。特に、盛んに男女共同参画というふうにおっしゃっていますのに、選考委員の紹介が、絶対女性の方いらっしゃるなというふうに思ってお見させていただいてはいたけれども、全員男性ということで、少しそこは残念だなという思いがしました。

それから、先ほどお尋ねしました選考理由については、せんとくんととのバランスとか、事業協会の推挙もあってとか、いろいろな報道関係にも強いということで業者選択をされたというふうにおっしゃっていましたが、本来でしたら委託の随契につきましては50万円以上になりますと業者選定委員会にかけるというのではないかなと、私はそういうふうに認

識しています。私の勉強不足かもしれませんが、こういった理由だけで選定ができるのかなという思いが少ししました。ただ、地域活性については、部長もこれからいろんなことを考えて蓮花ちゃんを使っているいろんなことを仕掛けていくみたいなお答えがありましたし、今後どのようにしていかれるのかは私も期待しているところです。

本年度の当初予算で、このマスコットに関しましては報償費、委託費ともで500万円の予算が組まれていましたけれども、着ぐるみだけでいいですよと、せんとくんが1体80万円というのを以前に聞いたことがあるんですけども、もちろんこの予算の中にはデザイン料とか企画料とか大きなものが含まれているというふうに思うんですけども、あとの予算で今後どのように展開なさるつもりをされているのか。公表できる範囲で市長にお示しいただきたいなというふうに思います。

それと、マスコットグッズですけども、先ほど言いました當麻連座のときにTシャツとかストラップとかバッジが販売されていたようです。ようですよというのは、私は行かなかったんですけども、インターネットを見ていましたら、写真つきで「きょうTシャツを買いました」とかというような記事が出ていたんですね。その次の日に、職員の方にTシャツとか売っているんですねと伺ったら、そうなんですかという答えが返ってきたんですよ。当然ながら、このTシャツは商工会が製作されたというふうに後で聞いていますけれども、私と同じようにインターネットを見た方が、これ欲しいなと思った場合、商工会とかそんなんわからないと思うんですけども、葛城市の公式マスコットということで、必ず市の方に問い合わせがあると思うんですけども、電話してもそういうふうなこと、あったかどうかわかりませんが、知らないというのではどうなっているのかなという思いがあると思いますので、こういったことは情報の徹底、共有をすべきだなというふうに、特に対住民に関することは全て職員が知っておくべきだというふうに思います。

最近、ある住民の方から、最近の庁舎の空気が重いというふうに言われたんですけども、こういった情報の共有がされていない、知っている方と情報が伝わっていない方がいらっしゃるということは、こういうこともこういった庁舎の空気の重さの要因の1つになっているのではないかなというふうにも思います。

それから、学童保育につきましては、先ほど部長が答えられましたように、近隣では大和高田市や広陵町が教育委員会の所管になっています。ほかにも県下2町3村でも教育委員会の所管で運営されているわけですけども、その中で広陵町でいいですよと、厚労省の補助対象の学童保育に当たる児童育成クラブと、文科省の補助対象であります放課後子ども教室というのを合同開催して、教育委員会のもと、放課後子ども育成教室というふうにして運営なさっています。そういった例もあります。

先ほども言いましたけれども、学校との連携、そして何よりも、部長もおっしゃっていましたが、各児童の家庭構成とか家族構成とか家庭環境をよく把握しておられるのはやはり学校の教育の方だというふうに思いますので、また急な学校行事の予定の変更にも即座に対応できるという点におきまして、教育委員会の所管の方がいいのではないかなというふうに思います。

それと、実際私は市内の5カ所の現場を見てきたんですけれども、指導員の子供たちに対する接し方が、それぞれの教室によって雰囲気とともに違うわけですけれども、こういうことを思いますと、指導員に対する研修というのも今後必要になってくるのではないかなと感じています。時間延長に関しましても、例えばその指導員のローテーションを組んだりとか、今、指導員は保育士の資格のある指導員だけで構成されているということを聞いていますけれども、資格がなくてもやる気のある指導員の方であれば、前もって時間給の違いというものを了解していただいて採用するのも1つの手ではないかなというふうにも思いますので、これら全てに対して市長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

寺田副議長 市長。

山下市長 全てに対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、新型インフルエンザのことにつきましてでございますけれども、国の方で第1号の患者が出た、また大阪で患者が出たというときから、葛城市では対策本部をすぐに立ち上げまして、対策本部の要綱であるとかそういったものを決め、また指針を作成していきながら、対処させていただいておるところでございます。その都度、県内でももう既に4名の方が新型インフルエンザに罹患されたということでございますけれども、一番最初に出られたときもすぐに対策本部を立ち上げ、その日のうちに、議会議員はもちろんでございますけれども、対処の方法をご連絡させていただきましたし、また小学校、中学校は学校長を通じて全てのご家庭に、また保育所も保育所から民間、公立を問わず全てご連絡をさせていただき、また当日の夜8時から市内の有線、無線を通じて、こういう事案があるけれども現在のところ市内では心配がないよと。しかしながら、手洗い、うがいの励行はしていかなければなりませんということを放送させていただいておるところでございますし、毎日、新庄地区は朝の、當麻地区は夜8時の放送のときにも、手洗い、うがいの励行ということを啓蒙、啓発をさせていただいておるところでございます。そういった形で、今後とも新型インフルエンザの情報が入ってきて、市内で罹患された場合であるとか、市内の関連のところで罹患をされるということであれば、すぐに対策本部を招集いたしまして、対応を検討し、それをすぐ行動に移していくということを今後もさせていただきたいというふうに思っております。

また、ワクチンの件でございますけれども、新型インフルエンザが今のところ世界中でフェーズ6になっているということでございますけれども、国の考え方が季節性のインフルエンザと余り変わりのない対処に変わるかもしれないという考え方もあります。子供やお年を召した方も含めていろんな病気、肺炎もこの1つでしょうし、インフルエンザも1つでしょうし、子供たちに対するH i bワクチンということもあります。いろんな病気があって、それぞれにワクチンが存在しているわけでございます。その全てに市が補助金を出してその手伝いをしていくということは、葛城市の財政上難しいところであると思います。しかしながら、どれだけのお年寄りや子供たちを助けていくことができるのか、葛城市の財政状況の中でどこまで補助金を出していくことができるのかということをよく考えていながら、検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

続いて、マスコットの関連のお話でございます。吉村議員のところには最近庁舎が暗くな

ったというお話が届くということでございます。やはり物事にはいろんな見方をする方がいらっしやる。私のところには明るくなったなというお話も届くわけでございまして、やはり表と裏、多方面から物事を見られる方がいらっしやるんだらうというふうに思いますので、それが一概に職員全部の流れなんだというふうには私も思っていないですけれども、そう思われる方がいらっしやるんだったら、職員の面談、私はやっておりますので、そのときにもお話をさせていただけたらなというふうにも思ったりするんですけれども、吉村議員の方からその方にご助言なり何なりしていただけたらというふうに思います。

まず、マスコットのことでございますけれども、これは吉村議員も昔そういう広告の会社に勤めておられたから私よりも広告の効果ということはよくよくご存じであろうかというふうに思います。まず新商品を開発し、それを発表する前に、全社員にこういう新商品を発表するんだと、開発し発表するんだとって発表する、発売する会社はないんだというふうに思います。ある程度よその企業に対して先行してこういうものを発表したいというものがあって、それを秘匿というか、隠して、シークレットにしておいて、そしてマスコミの方々にどういうものであるかということを楽しんで好奇心いっぱいにしてもらう。そして、そのときにたくさん取材に来てもらうというのがマスコミさんとか企業が新商品等を開発されたときに考えられる方法なんじゃなかろうかなというふうに思います。

確かに予算委員会のときに、そのキャラクターを公募したらよかったんじゃないかというお話、議論をさせていただき、それも1つの方法であるけれども、葛城市を愛し、葛城市の出身の方が漫画家として活躍していただいている。その方にイラストを書いていただき、それを活用していくということも1つの方法であるというふうに私はお答えをさせていただいたというふうに思います。そのことに対して、どちらがいいか、どちらが悪いかというような議論の話じゃないんだというふうに思います。それも1つの方法であって、その方法を今回私はとらなかったということでございます。

なぜとらなかったのかということでございますけれども、知事と4月22日にせんとくんと蓮花ちゃんを会わせるというイベントが先に決まっております、また5月14日に當麻連座のときにせんとくんに来てもらって蓮花ちゃんと一緒に歩くということが先に決まっておった。それを、もし事前に公募してこういうことをやっていきたいというお話がいろんなところから流れていきますと、奈良県の市町村、39市町村あるわけでございますけれども、女性のキャラクターも、例えばご近所でいいますと広陵町でもかぐや姫があったりとか、いろんな女性のキャラクターがあって、そういうところにやはり先駆けてせんとくんと会っていく。またそれをより効果的に広告できる方法としてラブレターを渡すという作戦をとらせていただいたわけでございますけれども、そういった作戦もできなかったんじゃないかなと思います。4月22日に奈良県庁に行きまして、そのときにマスコミの方とお話をさせていただきますと、中将姫というか、何かあいさつに来るというだけだったら私たちも取材に来ないよと。せんとくんにラブレターを渡すというから来たんだということで取材に来ていただいた方もいらっしやるわけでございます。やはりそれも事前にプレスリリースを出していきながら、「せんとくんに彼女あらわる?」、またそのときにラブレターを渡すというようなことが事前

に流れて、それに興味を持っていただいた方がたくさん来ていただいて、テレビ局や新聞社合わせて15社の方々に取材をしていただいたと。また5月14日も當麻連座、ふだんよりも多くの方々に来ていただいたんじゃないかなというふうに思うんですけども、それも別に職員に対して隠したいから隠したというか、都合が悪いから隠したということじゃなくて、ある1つの方向性を見出すがために一握りの職員しかそのことを知らない状況にあったという、あえてそのような形にしたから、それを情報公開をしないじゃないかとか、するべきだとかいう議論とは全く違うお話なんだというふうに思います。

ただ、吉村議員が言っていたいただいた名前を選ぶときの、審査するときの中に女性が入っていなかったと。これはもう、私は大いに反省をしていかなきゃならない。確かに吉村議員のおっしゃるどおりだなと。男女共同参画という形で私は実施本部長をさせていただいているわけですので、今後とも気をつけて取り組んでまいりたいと思っておりますし、今この瞬間もその実施の男女共同参画の週間になっておるわけですので、十分に吉村議員の意見を尊重させていただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、学童保育の件でございますけれども、この件につきましてはこれは非常に難しい問題だと思います。39の市町村が奈良県の中にありまして、官立官営でやっているところ、官立民営でやっているところ、民立民営でやっておられるところ、いろいろな学童保育の取り組みの仕方があります。葛城市は官立で官営でやっている。葛城市がそれを運営しておるわけでございますけれども、保護者の方々から保育料としていただいているのは2,000円という形で対処させていただいているわけでございます。中には民間でされておるところで延長保育をされたりとか早朝からされたりするところでは、1万円いただいております。やはり受益者負担という形で考えていくと、たくさんの保育料をもらわざるを得ないというところも出てくるわけでございます。でも、できる限り保育料というのを抑えていきながら、働いておられるお母さん方の立場に立ってお手伝いをさせていただきたいという中で、今いる職員やアルバイト、その中で動かしていかせてもらいたいという思いの中から、ぎりぎりのところでさせていただいているのが現状なんでございますけれども、確かにおっしゃるようにそれぞれの学童保育所、児童館でやり方が違うというお話、研修をするべきじゃなかろうかというお話、よくよくわかります。これは担当の者に申しまして、検討させながら研修をし、より子供たちが快適に過ごす放課後であるように、児童館なり学童保育の中で過ごしていけるように努力をしていくよう、我々も努力をさせていただくというふうに思います。

以上でございます。

寺田副議長 吉村優子さん。

吉村議員 市長からお答えいただきました。

肺炎ワクチンにつきましては、それは予算の関係がありますから全てのワクチンをというふうには思っておりません。それで、私もお医者さんではないですから専門的なことはわかりませんが、新型ワクチン、今生産もそんなにたくさんできていないであろうし、今の状態では若い人という傾向ですけども、もし対象が、枠がなかった場合、それじゃ高齢

者がお医者さんのところに行って私にワクチンを打ってくださいと言ったら何を勧められるかということです。今までだったら季節性のインフルエンザだけでよかったんですけども、それがいいのか、それとも新型のワクチンがいいのか、肺炎のワクチンがいいのかというところだというふうに私は思うんですね。医師会の方と検討もされないといけないと思いますけれども、その答えによっては季節性インフルエンザの助成をやめてほかのものにするということも考えられるというふうに、専門じゃないからよくわからないですよ。だからそういうことも考えて検討していただきたいなというふうに思います。

それから、マスコットのことですけれども、別に発表前にいろいろ皆さんに言えとかそういうことを言っているんじゃないなくて、先ほど例に言ったようにこんなふうな問い合わせがあるだろうとわかることについてはもっと早くにみんなに知らせてくださいということで、これからも市長が、これは全員に伝えなくちゃいけないということは部長会というのがあるんですから、部長を通して隔々までいろんな情報を流していただきたいなという思いです。

それから、選ばれた企業が悪いとかそんなん言っていませんよ。ただ、企業の選択に入札しなくて50万円以上の事業であるにもかかわらずそういう決め方でよかったのかなという思いで言っただけで、その企業は、それは全国放送にも流れるぐらいのいろんなものを持っておられるところですから、その企業に対しては言いませんけれども、今後いろんな事業をするに当たって、選定方法をもっとみんながわかりやすい選定方法にしてくださいということをお願いしているところです。とにかく予算を使ってせっかくデビューさせたんですから、これからは葛城市の顔として蓮花ちゃんを使っていろいろと葛城市のために頑張っていたきたいというのはあります。

それから、学童につきましては、今組織機構再編ということでもありますので、それも含めて考えていただく機会だなと思って質問させていただきました。時間延長も含めてですけれども、とにかく利用者の立場に立って考えていただきたい。そういうことをお願いしておきたいと思います。質問はそれだけです。

以上です。

寺田副議長 これで、吉村優子さんの発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時45分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 それでは、議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。2点でございます。

1点目は、働きながら安心して子育てできるまちに（学童保育のさらなる拡充について）ということでございます。もう既に2人の議員の方からこの問題についてさまざま取り上げられてまいりました。重なっている部分があるかと思いますが、お許しいたきますようお願い申し上げます。

この問題、1つの議会で3人が取り上げるというのはないことなんですけれども、それだけ住民の中で、とりわけ働きながら子育てをしている若い世代の皆さんの学童保育への期待、その充実を願っている人が多くおいでになること、そのことの結果だというふうに思っております。

私自身、学童保育の問題については、一昨年厚労省が放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてその規模や設備などに関するガイドラインを示したことを受けまして、葛城市においての学童保育の現状がどうであるのか、一般質問で2度ほど取り上げさせていただいておりましたが、一番過酷な状況で保育が行われておりました新庄小学校の学童施設が、新たに今年度建設されるなど、学童保育への需要の大幅な伸びと相まって、特に新庄校区の施設の改善が進められてまいっております。

厚労省が示しましたガイドラインによる学童の集団の規模については、新庄小学校区の施設建設によって2つに分割することで、また磐城校区については児童館の図書室を活用して、不十分さはあるにしても分割できることになりました。保育の規模については改善されることとなります。

先ほど来の質疑等でもございましたが、学童保育の利用希望が多くなる中で、各学童の定員の見直しや児童1人当たり1.65平米以上のスペースが確保できる施設など、これまで学童保育については子供たちの安全で健全な育成を図る施設であるにもかかわらず、国は最低基準すら定めずにまいったところでもあります。今回、ガイドラインという形ではありますが、自治体にその指針を示したもので、施設面だけでなく学童保育の質と量の面での改善もさらに努力が求められているところでございます。

1つは、先ほど来出ております保育時間の問題であります。現在の6時までの保育時間では迎えに行けない、生協のヘルパーさんに頼んで迎えに行ってもらっている親御さんとか、4月にできましたファミリーサポート制度を利用してその人に頼んで迎えに行ってもらっている、こういう現実もございます。この現実は、子供にとっても親にとっても心の負担が多くかかるものであります。夏休みなどの長期の休暇は、さらに朝の学童開始時間の問題も重なって、働く親にとってはこの改善は切実な問題であります。このような二重保育のような状況を生むのではなく、共働き家庭の子育て支援策として充実をしっかりとしていくべきものだというふうに思っております。

次に、学童保育の指導員の仕事、役割についてであります。厚労省が示しましたガイドラインでも、指導員の仕事の重要性が明らかにされております。子供の健康管理、出欠確認を初めとして、安全の確保、情緒の安定を図ることや、遊びを通じて自主性や社会性、創造性を培うこと、子供が宿題や自習などの学習活動が自主的にできる環境を整え、必要な援助を行うこと等々、ほかにもさまざま指導員の資質向上や役割の重要性が示されてまいっております。

保育所には保育士がおり、幼稚園には幼稚園教諭がいる。それぞれの保育や教育目標があります。葛城市における学童保育の理念、目標はどのようにお持ちでしょうか。お伺いをしたいと思います。また、5つの学童保育の指導員体制はどうなっているでしょうか。指導員

間の交流や各種研修など、保育の内容を高めるための機会がつけられているのでしょうか。この点については不十分であろうということも認めておられますし、研修をとということも言われておりますが、この点についても重ねてお伺いをしておきたいと思えます。

今、子供がけがをしないよう安全が第一という観点で学童保育が進められていますけれども、子供が楽しく行ける、魅力ある学童づくり、この点の努力が必要ではないかなというふうに思っております。それには施設の整備や運動場などでの外遊びの場所の確保の問題、特に夏休みなどの長時間保育の内容の工夫など、子供が遊びを通じて自主性や社会性を身につけられるカリキュラムを組んだ積極的な保育の取り組みはできないのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

以上、保育時間の延長問題にしても保育の質のさらなる充実にしても、指導員の体制が第一であることは言うまでもありません。学童保育は子育て支援の大きな柱であります。さらなる充実に向けて次世代育成計画の後期計画策定の中にあつて、その位置づけをどのように反映させようとしておられるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

次に、2点目でございます。葛城市非核平和都市宣言にふさわしい平和の取り組みについてであります。

葛城市非核平和都市宣言が昨年の9月議会において全会一致で決議がなされました。既に合併前の旧町でそれぞれ決議がなされていたものですが、葛城市として改めて決議を行うことで、核廃絶や平和に向けた自治体としての姿勢が示され、住民への平和のメッセージとなったものでございました。改めて平和都市宣言を読ませていただきたいと思えます。「葛城山と二上山のふところに抱かれ、悠久の歴史と文化の共生する葛城の地に「葛城市」が誕生しましたが、先人の努力を継承し、平和で豊かな葛城市を後世に引き継ぐことは、現在に生かされている私たちの責務でもあります。しかし、地球上には全世界の人類と文化を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在し、核兵器からの恐怖を拭い去ることが出来ません。われわれは人類唯一の被爆国民として、戦争の放棄、恒久平和を誓った日本国憲法に精神にそつて、世界における核兵器の廃絶と軍備縮小に向けて積極的な役割を果たすべきであります。あの広島、長崎の惨禍を再び地球上に繰り返さないために、わが国の国是である非核三原則（作らず、持たず、持ち込ませず）を守り、わが行政区内に、いかなる国の核兵器の配備・貯蔵はもとより、飛来・通過することも拒否すると共に、近隣自治体とも協力して、核兵器の廃絶、世界平和に向けて努力をする、葛城市はここに「非核平和都市」となることを宣言します」。以上が非核平和都市としての決議文でございます。

今、核兵器廃絶や平和に向けた世界の流れが大きく変化をしようとしております。ことし4月5日、オバマ米大統領がプラハの演説で、米国は核兵器のない平和で安全な世界を追求していくことを明確に宣言するとし、核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的な責任がある。アメリカが原爆投下の責任に触れ、核兵器廃絶を国家目標とすることを初めて名言したものでございます。

私ども日本共産党の志位委員長は、この演説を歓迎し、大統領あての手紙をアメリカ大使に届け、核兵器廃絶の国際条約を結ぶために大統領の積極的なイニシアチブを發揮されるこ

とを求めました。米国政府からは、貴党の核廃絶の情熱がうれしいという返書が寄せられてきました。オバマ大統領の演説など、世界の流れとしてこういった核兵器廃絶に向かう新たな機運が今、大きく生まれております。

しかし、その一方で5月25日、北朝鮮による核実験が行われました。これは北朝鮮みずからが合意をした国連安保理決議や6カ国協議の共同声明にも反するもので、核兵器廃絶に向かう世界の新たな機運に対する乱暴な挑戦であり、北東アジアの平和と安定への重大な逆流であります。国際社会の一致した行動で北朝鮮の無法を強く正していかなければならないものであります。そんな中で、日本は世界でただ1つの被爆国として、積極的な役割を果たすことが必要ですし、世界と連帯した国民の世論を広げることが強く求められていると感じています。

さて、非核平和都市宣言をした葛城市において、核兵器のない平和な社会をつくる、そのために何ができるのか。行政としてやれることは何なのか、検討し、具体化がされなければなりません。戦後64年となり、戦争を体験した方も少なくなっておられるのが現状です。戦争による多くの犠牲の上に立って、少なくとも現在の平和と言える暮らしが成り立っているものでございます。目標は核兵器のない平和な社会であるわけですが、自分たちの子や孫たちに二度と戦争の惨禍を味わわせることのない社会を引き継いでいくことが私たち大人の役割であります。

ことしも8月6日、そして9日の広島や長崎への消えることのない原爆投下の日や終戦記念日などが訪れます。葛城市において、現状の平和への取り組みはどのようになされているでしょうか。さらに非核平和都市宣言にふさわしい平和の取り組みの必要性、具体性についてどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

以上でございます。次回からの質問は自席から行わせていただきます。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 高井議員の一般質問にお答えさせていただきます。

働きながら安心して子育てできるようにということで、学童保育のさらなる拡充についてのご質問でございます。先ほどから答弁いたしましたように、重なる点もあろうかと思うわけですが、お許しいただきたいと思えます。

学童保育所は、保護者が就労等によりまして昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に実施いたしております。学童保育所の現状につきましては、指導員を新庄校区で3カ所、磐城児童館につきましては指導員各3名、當麻児童館につきましては指導員2名の14名の人員で運営いたしておるわけでございます。内訳につきましては、職員1名、アルバイト13名の14名体制で実施いたしております。

保育時間につきましては、現在放課後から午後6時、学校休業日、要するに土曜日、夏休み、春休み、冬休みにつきましては午前9時から午後6時となっており、特に必要な方につきましては、朝の8時半から預かるよう配慮いたしております。県下の市の状況からしましても、公立につきましては葛城市の時間帯とほぼ同様な状況ではございますが、自治体

によっては民営の学童保育所があるところにつきましては時間の延長を行っているところも
ございます。

本市につきましては、保護者の負担の軽減を優先に考え月額2,000円、非課税世帯につきま
しては1,000円、生活保護世帯につきましては無料ということでの保育料で実施しており、県
下の中でも低額保育料となっております。また、本市には民営の学童保育所がないため、今
後も財政面も考慮しながら、時間の延長、また保育料の軽減をしていかななくてはならないと
考えております。また、朝の送り、夕方6時以降のフォローといたしましては、子育て支援
センターのファミリーサポートクラブを平成21年4月から実施しておるところでございます。

なお、指導員の活動には、議員もおっしゃいました活動があるわけですがけれども、活動を
するに当たっての留意事項といたしまして、子供の人権の尊重と子供の個人差への配慮、体
罰等子供に身体的、精神的苦痛を与える行為の禁止、保護者との対応、信頼関係の構築、個
人情報の慎重な取り扱いとプライバシーの保護に留意しながら活動するように、ガイドライ
ンで示されておるところでございます。以上の役割もある中において、今後におきましてさ
らなる児童の健全育成支援のためにも、保育内容とも指導員の研修も含め、また児童に配慮
しながら、次世代の後期行動計画の中でも検討してまいりたいと存じます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

石井議長 企画部長。

森川企画部長 16番、高井議員の非核平和都市宣言にふさわしい平和の取り組みということのご質問
に対してご答弁を申し上げたいと思います。

本市におきましては、平成20年9月議会において非核平和都市宣言の決議がなされました。
具体的な施策といたしましては、戦争の犠牲者のご冥福と平和への願いを込めて、毎年終戦
日の8月15日の正午に1分間のサイレン吹き鳴らしを行い、また10月1日には戦没者追悼式
を実施いたしております。確かにこれだけでは施策として不十分であることは事実でありま
す。終戦から半世紀以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める今日、戦争の悲惨さ
を伝えることが難しくなっています。特に最近の北朝鮮の核兵器に関しましては、周辺
諸国にとりまして、極めて大きな不安材料になっており、ますます平和への取り組みが重要
であると考えます。今後、悲惨な戦争体験を次世代に伝えていくことが大切であり、平和パ
ネル展、また非核平和都市宣言の標柱の設置、広報活動など、宣言にのっとった啓発活動を
考えていく必要があると思いますので、各地で取り組まれている活動も参考にしながら検討
してまいりたい、このように考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

石井議長 16番、高井君。

高井議員 それぞれお答えいただきまして、ありがとうございます。

学童保育については既にさまざま質疑がされておりますので、余りとは思いますが、やは
り学童保育の時間でありませぬ。夕方6時というのは本当に正規に働いている人たちにとっ
ては迎えに行ける時間ではないというのはもうはっきりしていると思いますし、特に夏休み
なんていいますと、朝必要な方には8時半から預かっていますというような答弁もありまし

たけれども、8時半から、普通は9時から始まりますので、正規にそれなりの時間がかかる場所に働きに行く人にとっては、とても夏休みについても安心して預けられるというような状況ではないです。これは、うちは2,000円という低額でやっているからというようなことではまるきり話が違うものだと思いますのでね。学童保育というのは日中働いておられて保育に欠ける、あるいはひとり親家庭で昼間は保育ができないということの中で、福祉施設としてのゆえんで厚労省管轄であるわけですね。学童保育もそういうことなんですから、その点から考えますと、やはり保育所が朝の7時半から夜7時という長時間延長保育ということで努力していただいています。本当に利用するその時間帯を学童保育でフルにお願いせないかん人というのはそう多くはないと思いますけれども、やはりこれから今の経済情勢の中で、きちっと正規に働いていきたい、働かなきゃ食べていけないというような状況がどんどん生まれているわけですので、その点で延長していかねばならないというように思っているというふうに部長は言われていますので、その点についてはさらに努力をしていってほしいというふうに思います。

それと、指導員、学童保育の質、保育の質の充実ですね。このことについても、やはり先ほども出ていましたけれども、学童保育の指導員とは何だと。学童保育の保育所としての目標理念は何やねんという部分、やはり抜け落ちているのではないかなと。ただお昼間なり、保育に欠けるから帰ってみえるまで預かる一時保育的な考え方だけでいっているのではないかなというふうに思えてならないんですね。保育所には保育士がおり、幼稚園や小学校には当然教諭がいて、プロとしての位置づけがそれぞれ私はあると思うんですね。その点で、今の、要は指導員さんの体制でそれを求めるのは本当に無理だと思います。5園ありますけれども、正職が1人、そして13人のアルバイトさんですね。このアルバイトさんは2時から6時までのこの時間だけですので、もう子供たちが帰ってきますので、子供に対応するだけであって、よりよい保育をするためにはどうしたらいいんやという研修であったり交流であったり、ちょっと聞いてみますと、出欠はきちっとどこでも当然とっておられますけれども、日誌というんですか、きょうは子供たちにこういう状況があったよとか、こういうことがおきましたとかいうのがあって、保育というのは継続性なんですね。その部分が持っていないというのが私は現状ではないかと思うんですね。毎日の継続性があって保育の流れがあってよりよい保育というのが保たれていくというふうに思いますので、その辺では、集団的に物事を、学童保育の質を向上させるというような部分では非常に弱くなっていると。今の体制では無理だと私も思います。

そういうことからしますと、やはり保育の質の向上をさせる、時間のできる限りの要望にこたえて延長していく、このこと全てやはり指導員体制なんですね。ですから、安い保育料でお預かりされてありがたいですけれども、やはりそれとあわせてそういう内容を改善していくということを、私はことし、これは行政の方がプロですのでおわかりだと思う、安心子ども基金による事業ということで、地域子育て創生プロジェクトということで、ソフト事業でいろいろやられているんですけども、地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進、地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上であったり、人材育成

であったりというようなことに、これの基金というのは多分県で大きく持っていて市町村にということだと思えるんですけども、やはりこういったものも利用して、いろんな不足として利用者からいろいろ出ている部分について、取り入れて検討していくという姿勢がなければ、保育料を上げるか民間で長時間やってくれるところを探すかとか、そういうような話になってしまいますので、行政の役割として学童保育に対して昼間保育に欠ける子供の対応としてのきちとした支援をしていく姿勢を持ってほしいというふうに思いますので、この点について、またあればお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、2つ目の非核平和都市宣言にふさわしい平和の取り組みをということでお伺いをしました。昨年9月に決議をなされまして、それからどのような取り組み、具体化をされるのかなというふうに期待をしていたんですけども、なかなかそういうことにはなりませんのでお聞きをしたところであります。

それぞれ旧町からこの決議はありましたので、それぞれのやり方というのがあったんだろうというふうに思うんですけども、私は當麻の人間ですので、當麻での平和の取り組みというのを少し経験しておりますので、お示ししたいなと思うんですけども、先ほど戦争パネル展というようなこともおっしゃいました。そういうようなことも毎年夏になるとやっていたというふうに思います。図書館なんかでは戦争にまつわる書籍をシリーズで出してみたりとか、それとやはり一番大きなのは、戦争体験を聞く会というようなことを図書館の2階などを使いまして、市内在住の方の戦争体験者、戦地に行ったことのある人のお話であったり、空襲に遭った人のお話であったり、学童疎開で苦労したというようなお話であったり、本当に身近な問題、食べる物がなくてこんなも食べたんや、あんなも食べたんやというようなお話をされたりということで、そこでは子供たち、平和への思いと戦争はこういうんやということだけじゃなくて、物事に対して今の状況がありがたいことだと、感謝をするというような、そういった部分も含まれてきます。特に今、戦争を知らない人たちというのが大多数になっております。ここにおいでの方の皆さんもほとんどそういう時代だというふうに思いますので、大人に対しても子供に対しても、こういう平和に対して語り継いでいく、原爆の恐ろしさも含めてしていくという機会をもっと広げていただきたい。今後不十分なのでぜひということでおっしゃっていただいておりますので、ぜひ具体化をお願いしたいというふうに思います。

それと、これは市長にお伺いをしたいと思うんですけども、世界平和市長会議というのが国連のもとでありますけれども、ご存じでしょうか。これはどういうことでできてきたかというのをちょっとお示しをしたいと思うんですけども、世界平和市長会議とは、ということなんですけれども、これは広島、長崎で昭和20年8月、原子爆弾の投下によって一瞬にして廃墟と化し、数多くの尊い命が奪われた。原子爆弾は戦後60年以上経過した現在でも、放射線による障害や精神的な苦しみを多くの市民に残している。このような原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう、広島、長崎市は一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてきた。そして昭和57年、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、世界の都市が国境

を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画というのを提唱されました。このときに世界平和市長会議というのができまして、現在も広島市長が会長、副会長が長崎市長ということになっているようであります。そして、現在世界平和市長会議に参加しているのは世界で134カ国、そして2,926の都市の市長さんが賛同されて加盟をされています。日本では292の市長さんが加盟をされています。これはことし6月1日現在ですので、一番新しい数字かと。日本で292、そして奈良県では奈良市がことしの5月に、そして五條市が昨年2月に世界平和市長会議に加盟をされているんですね。大体が、できたのが昭和57年ですけれども、去年、ことしに多くの市長さんが、世界中の市長さんが加盟をされているんですね。それはことしなんか特に、奈良市なんかことしの5月ですけれども、オバマ大統領の演説等々の平和の流れというのが出てきたこと、それと北朝鮮やらイランなどの核開発が行われる中で、これではだめだというような、やはりそういう流れが加盟市長をふやしているというふうに思っております。

この平和市長会議などにも、葛城市の若い市長がぜひ加盟をされるというのは、私は非常に住民に対しても、また奈良県下の市町村に対してのアピールになるのではないかなど。ちなみに、この平和市長会議に加盟したことによる経費負担、年間会費等の負担は一切ないようでありますので、ぜひお入りをいただきたいと、この辺またお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

石井議長 市長。

山下市長 ただいまの高井議員からの再質問に対しまして、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

学童保育のことにつきましては、きょうはさまざまな議員からご質問をいただきご答弁をさせていただいておるところでございますけれども、根本的な考え方のことを問われているんだというふうに思います。今お聞かせをいただいたお話であるとか、今までのお話を総合的に勘案しながら、葛城市の学童保育はどうあるべきであるのかということ、一度考えていかなきゃならないだろうなというふうに思います。それは、ただ高井議員が思っておられるような方向に行くかどうかということはもちろんわからないわけですね。先ほどからお金がかかるとかということは違う話なんやということをおっしゃるわけですが、我々としたら、住民の皆さんからお預かりをした税金を使って事業をするということになれば、当然保育料金というのも考えていかざるを得ないところがございますし、質の高い保育士を雇っていくとか、またいろんな遊びを考え、いろんな保育を考えていく、研修をしていく、そういうことに取り組んでいくということになれば、お金がかかってくるというのは当然の理であると思いますので、そういうことも含めながら、葛城市にとっての学童保育の位置ということも含めて、検討させていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、非核平和都市宣言ということでございますけれども、過日も平和大行進ということで、葛城市の方に代表者の方に来ていただきました。大行進というからたくさん来られるのかなと思ったら1名だけだったんですけれども、やはり恒久平和、平和を希求してい

くというのは日本国憲法にもきちっと明記をされており、日本国民全員の願いであるというふうに思います。昨年も、私も議員の立場でこの議決をさせていただいたところでもありませんし、やはり平和な国をつくっていく、核を日本もつくらないとか持ち込ませないとか、至極当然のことであろうというふうに思っております。先ほど部長も答弁をいたしましたように、今までそれに対する啓蒙活動が不足していた部分というのもあるかというふうに思いますので、高井議員からのご意見等も参考にさせていただきながら、葛城市の平和教育というのはどういうものが適当であるのか、ただただ悲惨なことを伝えていくことだけが平和教育ではないというふうに思いますので、この日本の国を将来支えてくれる子供たちに何を伝えていくのかということをしっかり検討していきたいというふうに思います。

世界平和市長会議でございますけれども、葛城市の財政状況を慮っていただいて、会費が無料だということまでご開陳いただいたわけでございますけれども、幸いにして奈良県では奈良市と五條市がご加盟されているということでございますので、市長会なりそういったところで、一度奈良市長なり五條市長にその内容であるとか、どういう活動をされているのかということをお話を聞かせていただきながら、適当かなということであれば平和市長会議というものにも参加をしていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

石井議長 16番、高井君。

高井議員 ありがとうございます。学童保育についてはさまざまするにしてもお金がかかると。それはお金がかかると思いますけれども、指導員体制をとるにしても何にしてもそうですけれども、やはり子供にかかるお金は市の将来に対しての投資だということだと思います。どこにお金を重点的に配置をするかということでもありますので、ぜひこの点はきちっと学童保育を位置づけて、拡充をする体制で望んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

非核平和都市宣言の問題であります。世界平和市長会議については、奈良市長あたりにもお聞きいただきまして、ぜひ加盟して、大きな舞台でするので、国連が主体になったような形になっていますので、なかなか、どこまでというのはあるかと思っておりますけれども、ぜひ平和へのアピールをするという立場からぜひ加盟をされることをお願いしたいと思います。

先日、6月20日にノンフィクション作家で九条の会の呼びかけ人の1人、澤地久枝さんの講演会がございました。葛城市を初め3市7町と県の後援を受けまして実施されました。大変たくさんの方がこの後援に詰めかけられました。翌日の新聞報道では、ちょっと読んでみますと、「澤地さんは、日本や海外で戦争で亡くなった多くの遺族を取材した経験を話し、悲しみの中で生きているのはどこの国の人でも同じと戦争の悲惨さを話した。戦争を経験した世代と若い世代の橋渡しをして、戦争の無残さ、戦争の無意味さを後世に伝えていかなければならないと指摘した。1人1人が大事、重なり合うことによって力になる。平和憲法を持つ日本が世界に平和を呼びかけなければならない」、このように強く訴えられております。今後、葛城市においてこういった戦争の悲惨さも含め、そして平和な社会をつくるということで、1つ1つ積み上げていってくださるというふうに思いますので、ぜひ先ほど言われました内容も含めまして具体化を、住民にアピールして、住民に理解してもらえるような形の目

に見えるアピールをぜひお願いしたいというふうに思います。

終わります。

石井議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、29日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時27分